

貨幣の世界システムの成立

—— 資本主義的貨幣信用制度の起源 ——

楊 枝 嗣 朗[†]

要 旨

17世紀オランダに「ヨーロッパに唯一の、群を抜いた」金融市場が出現し(P. Spufford, 2006), アムステルダム銀行のバンク・ギルダーは「貨幣の世界システム」での「覇権通貨」となった。「貨幣金融制度の転換は産業革命に先行していた」(M. Bloch, 1954, p. 79)。その道のりは遠く、11, 12世紀にまで遡る。イマジナリーマネー、為替手形(為替金融契約)、預金銀行による信用と為替の支払決済制度は、中世ヨーロッパ各地に国際通貨を発展させたが、とりわけ大きく寄与したのは、17世紀への転換期に見られた「引受信用」の広がりであった。無準備で創造される信用貨幣(預金通貨)は、国家金属貨幣に代わり貨幣制度の中枢を占め、もはや Taxes Drive Money (L. R. Wray, 1998)ではない。金属貨幣は「信用貨幣の小銭」(C. Davenant, 1695)となり、金属貨幣の価値変動への政策関心は消え去る(M. Bloch)。「非国家的支払団体」(クナップ, 1922年, 201頁)は巨大化し、国家の規制と保護を招かざるを得ない。今日、IT技術の発展は、新たな通貨生成の可能性を伺わせ、国家との相克を強める。

目 次

1. はじめに——資本主義的貨幣信用制度とは何か?——
2. 「信用制度は産業資本自身の創造物である」のか?
3. 近代初期ロンドンからみたアムステルダム多角的支払決済システム
4. 「貨幣の世界システム」の成立をめぐる諸問題——計算貨幣・為替手形・預金振替銀行——

1. はじめに 資本主義的貨幣信用制度とは何か?

『なぜドル本位制は終わらないのか』(2011年)に寄せられた論考において、岩野茂道氏は以下のように論じられた。1999年から2008年までの10年間、ユーロ域、イギリス、スイスのヨーロッパ諸銀行のUSドル資産が約2兆ドルから約8兆ドルにまで急増したにもかかわらず、アメリカ合衆国の諸銀行がもつ上記ヨーロッパ諸国通貨建て資産(€, £, SF)は1兆ドル以下

[†] 佐賀大学名誉教授 E-mail: yoji.shiro@gmail.com

で推移し、大きな変化は見られない。「この国際銀行業の非対称性は、一言でいえばドルに対する需要が他の先進国通貨に対して予想を超えて強く、そしてそのドル需要の一方的強さは国際資本取引の大部分が US ドルによってなされていることに基づいている。」「アメリカの金融仲介機能は単なる国際流動性としてのドル供給者としてだけでなく、安定した金融資産の投資先、というよりも最終的な支払現金としてのドルの safety haven (安全な母港) としての役割を併せ持つ中央銀行機能をもたされる段階に達したと考えられる。」「ドル建て資産に代替しうる条件を備えた他の金融資産は、現在のところ見当たらない。」これら諸事実は、基軸通貨ドルが「貨幣の世界システム」になっていたことを示す¹⁾。

わが国では、ニクソン・ショック以来、国際通貨ドル崩壊論が繰り返し主張されてきたが、海外ではそのような議論を聞くことは稀であった。「ドルがその役割を引き受けている理由は、米国が最大の債務国であるという事実にあるだけでなく、より重要なことは、一般に米国の証券市場、とりわけ、米国国債市場の規模の大きさ、強さと深さによるものである。……金融エンジニアリングでの米国の支配的地位は、米国資本市場の支配的地位と一体となって、ドルを国際的資本フローのための挑戦されることのないヴィアクル・カレンシーにしているのである。」²⁾

「貨幣の世界システム」として存在する米ドルに比べ、欧州共通通貨ユーロの国ごとに分断された貨幣資本市場のありようは著しく見劣りする。ECB 理事であった S. ヘメレ - ネンは、「大陸ヨーロッパの金融市場の発展の遅れの背後にある大きな要因は、各国の厳格なセグメンテーションである。このセグメンテーションは勿論、伝統や慣行の相違、各国の規則や税制の違いから帰結したものである」と言う。B. アイケン格林も「ユーロ参加国の GDP は、いまや US に匹敵する。そして、その債務総額の GDP 比率は、時には US を上回るほどである。しかし、政府債のユーロ圏ストックは、さまざまナリスク、異なった収益性、流動性の相違をもつさまざまな政府債のごちゃ混ぜで、不均一なこと甚だしい。」と指摘する³⁾。ユーロ圏の資本市場の現状は、US のそれに量的にも質的にも対抗できるようなものではない。

1971年のドルの金交換停止以降も、米国 GDP の世界シェアは低下し続け、2016年には16.8%に過ぎない (ユーロ圏15.0%、中国13.9%、日本5.0%。『日本経済新聞』、「経済教室」2018年11月8日参照)。しかも、世界はたびたび金融恐慌を経験したにも関わらず、今日、国際通

1) 岩野茂道「ドル本位制の構造 銀行原理のオープンシステム」, 岡本恵也・楊枝嗣朗編著『なぜドル本位制は終わらないのか』所収, 第1章, 文真堂, 2011年, 9, 23頁。

2) J. A. Kregel, "Nationally Segmented Capital Markets and Decentralized Central Banking: What will happen to Banks in Eurosystem?" in Otto Steiger, ed., *The Euro and the Eurosystem are Getting Tangible: Prospects and Risks of a Unified Currency*, Hamburg, LIT Verlag, 2003. (手稿), p. 2.

3) 楊枝嗣朗「欧州通貨ユーロの桎梏 つなぐ通貨ユーロと粉飾された中央銀行 ECB」, 前掲編著, 第6章, 186-188頁参照。

貨体制は「ドル一強」とまで言われるほどの状況を呈している。米ドルが国際的な支払決済通貨として受容され、財務省証券をはじめ、さまざまな長短の金融資産が活発に発行され需要されるのは、ドルが「貨幣の世界システム」の中枢に位置するからである⁴⁾。

世界システムとして生成発展してきた資本主義は、それぞれの段階で「貨幣の世界システム」=基軸通貨体制を必要不可欠としてきた。それでは、国際的な支払決済通貨であり、同時に国際的な貨幣資本市場を提供する基軸通貨体制は、いつの時代から出現したのであろうか。国際通貨体制は、19世紀後半の国際金本位制を担った英国ポンド体制から語られるのが常識であるが、しかし国際通貨それ自体は、この時代に初めて出現したのではない。ヨーロッパ中世近世において、国際通貨はすでに存在していた。ドゥ・ローヴァーによれば、「大市通貨はそこに集う各国商人にとっては国際通貨であった。すでに13世紀にシャンパーニュ大市通貨は、イタリア諸都市に対して、為替相場の基準通貨となっていた。事実、貨幣はイマジナリーであろうとリアルであろうと、為替相場を決定するのに役立っていたのである。」例えば、1535年カール五世によって創設されたジェノア人の大市であるブザンソン大市の、品位22カラット、重量3.48グラム、純金では3.19グラムの観念的貨幣「エキュ・ドゥ・マルクは、大市の全機構が円滑に機能するためには不可欠であった。……大市の優越性は、大市が為替の基準通貨を提供し、エキュ・ドゥ・マルクという観念的で安定した貨幣を基礎にして為替相場が建てられたということに深く関連していた。」「実際のところ、エキュ・ドゥ・マルクは、国籍がいずれであろうが、大市に出入りするすべての銀行家らによって価値基準として受け入れられ、国際通貨であ

4) 金融危機のたびにドル崩壊論が繰り返されるのは（「アメリカの世紀やアメリカのヘゲモニーに早すぎる墓碑銘を書かせるといった誤謬」）、ドル「貨幣の世界システム」、すなわち、ドル基軸通貨体制が持つ「国際金融権力」、貨幣の「構造権力」が理解されないからである。「合衆国の構造的パワーは合衆国の領土内で生産される財やサービスの価値、すなわち合衆国のGDPによっては測りえない。」「出現しつつあるのは、帝国の首都をワシントンDCに置く非領土帝国である。」「この構造パワーは、世界の生産制度や、その中で機能する金融構造や信用機関や市場に対する、さらには知識構造における知識の生産者やコミュニケーションに対する合衆国の構造パワーによって強化されている。」とりわけ、「金融構造によって供給される信用は、最も基本的な生産構造にとって必要条件である。高度に発展した先進工業国の高度に資本主義化された生産構造においては、決定的な役割は金融構造を通じての信用の供給によって演じられる」(Susan Strange, "Toward a Theory of Transnational Empire," in *Global Changes and Theoretical Challenges: Approaches to World Politics for the 1990s*, edited by Ernest Otto Czempiel and James N. Rosenau, 1989, pp.166, 167, 169, 170)。以下をも参照されたい。Susan Strange, "The persistent myth of lost hegemony," in *International Organization*, Vol. 41, No. 4, Autumn 1987, E. Helleiner, "Below the State: Micro Level Monetary Power," in *International Monetary Power*, ed. By David M. Andrews, 2006.

ただ最近、この構造パワーの乱用や米国政治の暴走から、「ドル離れ」の懸念が生まれている。「米財務省の制裁乱用、ドル離れに？」(*The Economist*, 19 May 2018, 『日経』2018年5月23日)、エドワード・ルース「ドルが報いを受ける日」(*Financial Times*, 31 May 2018, 『日経』2018年6月4日) 参照。

り、かつ契約通貨であるというメリットをもっていた。」⁵⁾

15世紀半ば、ヨーロッパの為替市場のネットワークは、ベニス、ジェノア、フロレンス、ミラノ、ピサ、ローマ、ボローニャ、パレルモ、さらにはイタリア半島以外にもブルージュ、ロンドン、パリ、アヴィニオン、モンペリエ、ペルピニャン、ヴァレンシア、セヴィリア等に広がっていた⁶⁾。16世紀スペイン、フィリップ2世時代の最重要為替都市は、上記イタリア諸都市と、メッシーナ、ナポリ、アントワープ、ロンドン、リヨン、ルーアン、バルセロナ、サラゴッサ、ヴァレンシア、セヴィリア、マドリッド、メディナ・デル・カンボ、リスボンに存在した。ドイツやスイスの副次的な為替都市やジェノヴァ人の大都市を加えると、中世ヨーロッパの為替と信用のネットワークは大いなる広がりをもつ⁷⁾。

しかしながら、われわれは最初の「貨幣の世界システム」=基軸通貨体制の成立は、17、8世紀のオランダ、アムステルダム銀行のバンク・ギルダーに始まり、資本主義的貨幣信用制度の起源はオランダ共和国にあると考えている。「信用制度は産業資本自身の創造物である」(マルクス)として、近代的信用制度は「産業革命」を担ったイギリス産業資本によって初めて形成されたとする我が国の伝統的見解は、全くの事実誤認である。

さらに付け加えるなら、近代最初の基軸通貨であったアムステルダム銀行のバンク・ギルダーは、17世紀80年代以降に不換化したにもかかわらず、18世紀後半までも長きにわたり、国際的支払決済通貨であり続けた。さらに、早や18世紀後半にオランダ、バンク・ギルダーからイギリス、ポンドへの国際通貨の移行が進行し、遅くとも18世紀末以降には4半世紀もの間、イングランド銀行が正貨支払を停止した時期に、ポンドが国際通貨に上り詰めた事実をも思い起こされるべきであろう。17、8世紀といった時代に、バンク・ギルダーやポンドといった基軸通貨にとって、兌換それ自体よりも、「貨幣の世界システム」がもつ国際的支払決済機構とそれを支えた金融市場の機能が重要であった⁸⁾。

5) R. ドゥ・ローヴァー (拙訳) 『為替手形発達史 14世紀から18世紀』(3), 『佐賀大学経済論集』第42巻第4号所収, 2009年11月, 135-136頁。

6) マルクス・A・デンツェル 「国境を超える貨幣 14世紀から1914年の現金を使用しない信用システム」(翻訳, 名城邦夫), 鶴島博和編 『前近代ユーラシア西部における貨幣と流通のシステムの構造と展開 () ポスト・ローマ, イングランド, イタリア, ドイツ』, 科学研究費基盤 (A) 報告書, 2017年7月1日, 151頁。

7) Henri Lapeyre, *Une Famille de Marchands, Les Ruiz, Contribution a l'Etude du Commerce entre la France et l'Espagne au temps de Philippe II*, 1955, p. 290.

8) S. Quinn & W. Roberds, "How Amsterdam got fiat money," *Journal of Monetary Economics*, 66, 2014, J. クラバム 『イングランド銀行 その歴史』(英国金融史研究会訳), ダイヤモンド社, 1970年, 第1章「正貨支払停止の時期, 797-1821年」参照。バンク・ギルダーや英国ポンドや現在の米ドルの現実をみると、「金銀はほんらい貨幣でないが、貨幣はほんらい金銀である」とか、「紙幣がその名称を金や銀からえているとすれば、銀行券の兌換性、つまりそれが金と銀と交換されうことは、法律の規定がどうであろうと依然として経済法則である」とするマルクスの主張は、どうであろうか。

それでは、バンク・ギルダを嚆矢とする基軸通貨体制 = 「貨幣の世界システム」は、如何にして生成発展したのであるか。また、それはシャンパーニュ大都市、カスティリア大都市、ベニス、ジェノア、アントワープ等の中世近世の大都市がもつ国際通貨といかなる違いがあるのだろうか。そのような問いに答えるためにも、まず、「信用制度は産業資本自身の創造物である」(マルクス)とする常識の検討から始めよう。

2. 「信用制度は産業資本自身の創造物である」のか？

わが国の貨幣信用論研究の多くは、ながらくマルクスの『資本論』や『剰余価値学説史』の以下の叙述に合わせて、近代的貨幣信用制度を論じてきた。「資本制的社会の先行諸段階では商業が産業を支配したが、近代社会では逆である。」「たとえば、イギリスとオランダを比較せよ。支配的商業国民としてのオランダ衰微の歴史は、商業資本の産業資本への従属の歴史である。」「1609年のアムステルダム銀行は、ハムブルグ銀行(1619年)と同様に、近代的信用業の発展における一時代を劃するものではない。これは純粹に預金銀行であった。」「産業資本が、利子生み資本を自分に従属させるほんとうのやり方は、産業資本に特有な形態 信用制度 の創造である。……信用制度は産業資本自身の創造物であり、それ自身、産業資本の一形態であって、それはマニユファクチャアとともに始まり、大工業とともに、さらに仕上げられるのである。」「資本主義的生産が……支配的な生産様式であるならば、独立の諸形態としては両方(利子生み資本と商業資本)ともまず屈服させられ、産業資本に従属させられなければならない。」

このような理解の上で、マルクスは「信用業の発展を主として産業資本に関連させて考察してきた。」と言う。「私は前にどのようにして単純な商品流通から支払手段としての貨幣の機能が形成され、それとともにまた商品生産者や商品取引業者のあいだに債権者と債務者との関係が形成されるか、をあきらかにした。……資本主義的生産様式が発展するにつれ、この信用のシステムの自然発生的基盤は拡大され、一般化され、仕上げられていく。」「生産者や商人のこの相互前貸が信用の本来の基礎をなすのと同様に、その流通用具たる手形は、本来の信用貨幣たる銀行券・等々の基礎をなす。この銀行券・等々は、貨幣流通 金属貨幣の流通である国家貨幣の流通であるかを問わず に立脚するのではなく、手形流通に立脚する。」と⁹⁾。

産業資本家間の商業信用(掛売掛買)が「信用制度の自然発生的基礎」であり、その相互前貸に基づき、売り手で商業信用を与えた産業資本が振り出した為替手形が、「本来の信用貨幣たる銀行券・等々の基礎をなす」との認識である。信用貨幣は銀行券においてのみ理解され、

9) マルクス『資本論』第3部上、青木書店、464 469, 473, 568 569, 626 627頁、第3部下、850 851頁、大谷禎之介編『マルクスの利子生み論』第2巻、桜井書店、2016年、159頁、マルクス『剰余価値学説史』、マルクス・エンゲルス全集、第26巻第3分冊、605 609頁。

預金通貨は全く意識されることもなかった。産業資本が銀行券という信用貨幣を創造することで、信用制度が構築され、商人や高利貸資本を自らに従属させることができると考えたのである。大塚久雄氏が主張されていた「近代的商業信用論」(1953年)もこのマルクスの理解に合わせたものである¹⁰⁾。

わが国の論者の多くは、「近代イギリス社会は産業資本主義社会として、そこにおける諸事例の分析が社会科学の理論形成の基本」と考えてきた¹¹⁾。そして、信用制度論の展開においても、産業資本を中心に信用関係が展開されてきたと信じていた。名著の誉れ高い『資本と信用』(1953年)を著された川合一郎氏でさえ、「信用制度は、資本の、資本による、資本のための制度である」¹²⁾とされている。言うまでもなく、資本とは、資本制的商品生産者、産業資本である。それから半世紀近くたっても、このような誤解は正されることなく引き継がれている。「イギリスにおける銀行制度成立の歴史的な過程の構成を意図する場合には、そこにおける産業(資本主義)発展の担い手に対して光を投げかければよいのである。」とまで言われる¹³⁾。このような発想は今日も顕在で、産業革命をイギリス「近代の幕開け」とする理解が躊躇なく語られる¹⁴⁾。

そもそも、イギリス近代の貨幣信用制度は産業資本が作り出したものではない。すでに産業革命開始以前に、イングランド銀行を中心として貨幣市場も資本市場も大いに発展しており、産業革命期の信用制度も、「産業資本自身の創造物であり、それ自身、産業資本の一形態である」といったものとは程遠い。「少なくともイギリスでは、もし産業革命が18世紀後半に起こったとするなら、近代的金融制度の生成は、産業革命の出現に先行していたのである。」¹⁵⁾

L. ニールに至っては、イギリス産業革命と金融革命とはほぼ無関係であると言う。「イギリスにおける産業革命期の企業金融は、ひとつの変則の事例を示す。産業革命の何らかの兆候が現われ始めるかなり以前に、financial 革命が発生したことは明らかである。一方で1688年から1750年に生じた金融技術革新は、18世紀中葉以降に現れた工業化の主導的部門(繊維、鉄、石炭、蒸気機関)から無視されてきたように思われる。金融革命の諸要素は今では十分に理解されている。……それらは基本的にはネザランドで発展した金融技術に基づいていた。すなわ

10) 楊枝嗣朗『イギリス信用貨幣史研究』、九州大学出版会、1982年、第2章「大塚久雄氏の近代的銀行制度論 「信用関係の展開」(1953年)によせて」参照。

11) 川北稔「近代イギリス史の二つのパースペクティブ」、奈良産業大学『産業と経済』、第11巻第2号、1996年、9頁。

12) 川合一郎『資本と信用 金融経済論序説』、有斐閣、1954年、3頁。

13) 宮田美智也「イギリスにおける銀行範疇の成立過程」、『金沢大学経済学部論集』、第18巻第2号、1998年、44頁。

14) 鈴木俊夫「中世から近世へ 国際金融の始まり」、国際銀行史研究会編『金融の世界史 貨幣・信用・証券の系譜』所収、悠書館、2012年、24頁。

15) R. W. Goldsmith, *Premodern Financial Systems, A Historical Comparative Study*, 1987, p. 4.

ち、譲渡可能な証券として交換手段の一部となっていた内外の為替手形；活発な二次市場で取引される企業の永続的な資本証券である譲渡可能な株式；そして、デフォルト・リスクからほぼ自由な政府発行の終身年金証書等々。」「産業革命は明らかに、先行する金融革命との何等の相互作用もなしに発生したのである。 /金融技術革新は主要産業部門にみられた新しい企業によって必要とはされなかった。..... / ポスタン・ポラード・プレスネルらの見解によると、金融革命と産業革命とは分断されており、両者の相互関係はほとんど見られなかったのである。」¹⁶⁾

ところでマルクスの理解でさらに深刻なのは、為替手形についての誤解である。「信用制度の自然発生的基礎」として重視する商業信用（掛売掛買）に基づき振り出されると想定されている商業手形（為替手形）にしても、そのような手形の流通は産業革命期を通じて、またそれ以前も存在しなかったのである。

ドゥ・ローヴァーは中世の為替手形について、以下のように述べていた。「何よりもまず指摘しなければならない点は、多くの論者が、中世において為替手形がほとんど常に商業取引と結び付いた支払手段であったと断じていることである。こうした理解は勝手な思い込みにすぎず、余りにも単純すぎる。マーチャント・バンカーの元帳を見れば、為替手形の額面金額がほとんどの場合、100, 200, 300, 500ドゥカート、エキュー、あるいはフローリン等のようなラウンド・ナンバーであったことが分かる。すなわち、為替取引は資金の貸付取引であったと考えることができる。そのうえ、中世の国際商業は本質的に、外国のコルレス先か代理人の仲介によって行われる委託販売で、為替取引と同様に極めて投機的であった。一般に商品は売買契約が成立して搬送されるのではなく、外地の代理人が代わって、有利な販売価格での売却に努めるのである。.....輸出商は流動資金が必要になると、委託商品の売却を見越して為替手形を振り出していたのである。」¹⁷⁾

中世以来の委託販売システムは、産業革命期においても変わらなかった。『産業資本の起源』を論じた P. ハドソンによると、コミッション・マーチャントは「製造業者に貸し付けるため自己宛てに手形を振り出すことを許し、振出された場合には手形を引き受ける。前貸は時にはキャッシュの形をとったが、しかし、通常は製造業者によって商人宛てに振り出され、商人によって引き受けられる手形が使われた。これらの手形は一般の手形市場で割引かれ、製造業者に現金を入手させたのである。」¹⁸⁾

1823年の『商人・エージェント・ファクターの法律に関する特別委員会報告』での証言も、

16) L. Neal, "The finance of business during the industrial revolution," in *The Economic History of Britain since 1700*, edited by R. Floud & D. McCloskey, 1994, pp. 151, 152.

17) R. ドゥ・ローヴァー, 拙訳前掲書, 『佐賀大学経済論集』第42巻第2号所収, 2009年, 61頁。

18) Pat Hudson, *The Genesis of Industrial Capital, A Study of the West Riding Wool Textile Industry, c. 1750 1850*, 1986, p. 170.

上記の事態を確認している。「わが国の商業のほとんどすべては、ある期間の前貸によって支援されています。多くの場合、まず最初、外国の船主や託送者による外国の所有者への前貸です。ついで、[イギリスにいる] 受託者による [さきの] 委託者への前貸です。……そして、その後、すぐに有利な販売を見出すのが難しい結果、ある種のキャピタリストによるファクターへの前出しが行われます。」¹⁹⁾ また、同報告によれば、「グレート・ブリテンの商人たちは、販売のために彼らのもとに委託されてくる商品に、その金額の2/3または3/4まで貸付ける習慣にあるばかりか、自らも自分自身の商品や委託された商品を担保に、銀行家やコーン・ファクターやブローカーその他から貸付を受けるのです。」²⁰⁾

重要な論点である。「工業地方の商人たちは、通常、港湾のコミッション・マーチャントと取引をした。ウエスト・ライディングの商人は、大部分、リヴァプールやロンドンを介して商品を扱っていた。商品が船積みされる時に入手される前貸しによって、ヨークシャの商人はキャッシュや短期の信用で繊維製品を買い続けることができた。しかし、この時期、大抵の製品は3、4ヶ月のトレード・アクセプタンスで購入されていた。商人や製造業者がこの時期、引受手形（アクセプタンス）で頻繁に取引していたことは、信用制度の要となっていた銀行制度や割引市場の重要性が高まっていたことを意味していた。アクセプタンスとは、商人宛てに振り出され、彼らによって引き受けられた為替手形のことであった。そのような手形を振出す全ての目的は、製造業者に資金をすぐに入手させ、生産の循環に必要な資本から生ずる信用供給の負担を軽くしてやることであった。……前貸を受けた当事者は、銀行で割引かれる手形を手できたのである。」²¹⁾

産業革命期、為替手形は掛売掛買の商業信用の流通用具ではなく、商人である名宛人から振出人である製造業者や商人らへの引受信用（アクセプタンス・クレジット）という一種の融資の手段であり、ロンドン宛為替手形の広範な流通は、製造業者の商人に対する商業的かつ金融的依存・従属の表現であった。この点、『製造業・商業・海運業』委員会報告（1833年）の検討からも明らかであった²²⁾。

『紙券信用論』の著者であるヘンリー・ソートンも、真正手形と空手形の峻別を批判し、「ロンドン宛てに大英国内の各地からばかりでなく、世界の各地から振出されている為替手形は偉大な額に達する、而してそれらの手形が振出されている根拠はかなり観察から洩れている。

19) *The Report of the S. C. on the Law of Agents and Factors*, 1823, p.7, cited from *J. H. Clapham, An Economic History of Modern Britain, The Early Railway Age 1820 1850*, 1926, 1967, p. 256.

20) *Parl. Paper, Report, 1823*, p. 11, cited from *N. S. Buck, The Development of the Organization of Anglo American Trade 1800 1850*, 1925, p. 133.

21) *P. Hudson, op. cit.*, p. 174.

22) 拙著『近代初期イギリス金融革命 為替手形・多角的決済システム・商人資本』、ミネルヴァ書房、2004年、第4章「イギリス産業革命期におけるロンドン宛為替手形と商人資本の優越」参照。

それらの大なる部分が融通手形の性質を帯びていることは疑いえない。」と²³⁾。

かくのごとく、産業革命期の商業信用や商業手形についてのマルクスの叙述は、誤解に満ちており、驚かされる。この事実には、戦後1970年代頃までの信用理論研究会学会でのマルクス信用論体系をめぐる激しい論争を記憶されている論者ならば、啞然とされるのではなからうか。商業信用が「信用の本来的基礎をなし」、その手形が「本来的信用貨幣たる銀行券・等々の基礎」であるといった主張は意味をなさない。もともとマルクスが言うような商業手形は流通してはいなかったのである。当然に「銀行券・等々は、手形流通に立脚」してはいなかったし、マルクスの理解とは異なり、「貨幣流通に立脚」していた²⁴⁾。今日も銀行券とはそういうものである。

ここまで来ると、「近代社会では、産業が商業を支配する」とか、「産業資本が……自分に従属させるほんとうのやり方は、産業資本に特有な形態 信用制度 の創造である」といった主張や、「資本主義的生産が……支配的な生産様式であるならば、……独立の諸形態としては両方(利子生み資本と商業資本)ともまず屈服させられ、産業資本に従属させられなければならない」との主張も絵空事に過ぎなかった。マルクスは、当時のイギリスの実情をよく知らなかったので仕方ないのかも知れないが、今日に至るもこのような誤解に基づき、さまざまな議論が行われているのは、残念である。

上述したように、手形が商人やマーチャント・バンカーからの引受信用の供与に基づき振り出され、製造業者が手形割引を受ける機会を与えられていた状況からも分かるように、事実は真逆であった。19世紀初頭に「イングランドはひとつの梃子をもっており、それでもって世界を持ち上げることができた。その梃子こそ為替手形である」とまで言われたロンドン宛為替手形(Bill on London)は、決して商業信用の流通用具ではなく、広範な引受信用のシステムによる内外の製造業者やプランター・貿易業者等の貨幣信用調達の重要な用具であり、内外の

23) ソートン『紙券信用論』(渡辺佐平・杉本俊朗訳)、実業之日本社、1947年、57-8頁。近代手形法の発展において、従来、流通性原理(手形の裏書譲渡)が過度に重視されてきたのは、手形が振出される典型的な取引が財貨の掛売掛買(商業信用)であるとの思い込みからである。「しかしながら、実際は、これまで当然と考えられてきたところの、典型的な為替取引が財貨の信用販売だというパラダイムとは大きく異なっていたのである。……手形は、ある人が他の人の勘定に保有するバランスを利用する手段である」(J. S. Rogers, *The Early History of the Law of Bills and Notes; A Study of the Origins of Anglo American Commercial Law*, 1995, p. 171)。川分圭子訳『イギリスにおける商事法の発展』、弘文堂、2011年、楊枝、同上書評、『社会経済史学』第77巻第3号、2011年11月参照。

24) イギリス産業革命期の銀行券流通が手形流通に立脚していなかったことは、私の処女論文で明らかにしている。「イギリス地方銀行の発券業務の衰退について」(大阪市立大学商学部『経営研究』119号所収、1972年、前掲拙著(1982年)第3部「イギリス産業革命期の信用貨幣」参照。銀行信用を預金振替銀行の視点から展開していれば、このような誤解も起こらなかつたであろう。拙著『貨幣・信用・中央銀行 支払決済システムの成立』、同文館出版、1988年、第8章第5節「支払決済システムの生成と信用創造 信用の貨幣化と信用の利子生み資本化」参照。

多角的支払決済の支柱であった。広大な空間と時間を取り結ぶロンドン宛為替手形の存在こそ、イギリス近代資本主義における商人の優位と産業資本の劣後を規定していたのである²⁵⁾。

1823年や1833年の委員会報告やハドソンの研究からも、イギリス産業革命期における「商人支配 (merchants' dominant)」と「従属する製造業者 (dependent manufacturers)」の構図は明らかである。S. チャップマンによれば、「後期ヴィクトリア時代、イギリス繊維産業は商人たちによって支配されていた。1820年代から1880年代の急激な成長を見たこの二世代の間に、商人たちは繊維ビジネスの、議論の余地なき王様になった。これまで木綿や繊維一般での産業革命についてさまざまに記述されてきたことの後に、製造業者ではなく、商人が、イギリスの重要な産業を統治していたと断言することは、九分どおり、反動的であると思われるであろう。」²⁶⁾ このような商人階層の経済力は、(1) 繊維産業の非統合的構造、(2) 統合への散発的な試みが見られたものの、全般的な状況にほとんどインパクトを持たなかったこと、(3) その結果は、信用とマーケティングをコントロールする企業=商人がパワーを保持し続けたことに由来する。さらに、マンチェスター、リヴァプール、リーズ、ブラッドフォード、グラスゴー等の北部の輸入取引センターとの交流にもかかわらず、ファッションの中心地ロンドンの繊維商人がリーダーシップを維持し続け、また、シティの強力な金融専門化が進展しても、卸商人の活動の重要性は、少なくとも1914年まで持続したのであった²⁷⁾。

その上、商人の資本金の大きさは群を抜いていた。例えば、19世紀末、I. & R. Morley の資本金は、最大の製造業であった Nottingham Manufacturing Co. の15倍で、140万ポンドに達する。ロンドン最大の商人 Cooke の資本金は約200万ポンド、マンチェスター最大の商人 J. Ryland の場合は約130万ポンドであった。唯一、対抗しうるのは、最強のマーチャント・バンカーのみであった²⁸⁾。したがって、商人が中心的役割を果たしていたことを示す最も説得力のある証拠は、信用制度の中にあった。製造業者の商人に対する相対的な弱点は、運転資本不足であった。「紡績業者らは、コミッション・マーチャントから委託販売荷に対する信用供与によって操業の継続、原材料の仕入れ、賃金支払い等のための運転資本を入手することで、クレジット・リスクから解放されていたのである。」²⁹⁾ そして、その見返りに製造業者は、仕入れ価格に対する前貸には年6%の利子を、さらにコミッション手数料5%をコミッション・マーチャントに支払っていたのである³⁰⁾。

1800年1月1日付けのイングランド銀行保有割引手形の総額約660万ポンドのうち、主要な手形は、西インド商人(砂糖・奴隷)手形が約58万ポンド、アイルランド商人手形は約54万ポンド、アメリカ商人、ロシア商人、イベリア半島商人、ワイン・ブランデー商人の手形がそれぞれ20-30万ポンド、その他アフリカ・地中海・バルチック・海峡諸島の手形が約77万ポンド

25) 前掲拙著『近代初期イギリス金融革命』, 187-188頁。

26) 27) 28) 29) 30) S. Chapman, *Merchant Enterprise in Britain; From the Industrial Revolution to World War I*, 1992, pp. 181-184.

であった。割引総額が324万6,000ポンドあった国内取引手形の中心は、リネン商人とマンチェスターの間屋、茶商人、食料品商および精糖業者、ブラックウエルの仲買人や毛織物問屋等々である。銀行手形を除くと、「海外貿易をする商人が総額の半分よりやや少ない額にあずかり、他の商人がその半分よりやや多い額を占めている。」このことから、ロンドン金融市場の性格は明白である³¹⁾。

ロンドン証券取引所上場証券にしても、1853年の名目額12億1,500万ポンドの内訳を見ると、英国国債が70%、外国政府債5.7%、英国鉄道証券が15.9%、帝国鉄道証券2.6%、銀行・保険・等金融機関が1.1%、公益事業2.2%、商工業・鉄鋼・造船・石炭証券が1.8%、鉱山・石油・茶・ゴム等の証券が0.6%である。1873年には、各々、37.8%、21.4%、16.5%、15.5%、5.0%、1.4%、1.4%、0.4%である。イギリス資本市場における産業資本の上場証券額は、極めて僅かである³²⁾。

以上、産業革命期のイギリス信用制度がいかなるものであったかは、容易に理解されうであろう。すなわち、イギリス金融革命と産業革命の間には大きな断層があった。ロンドン貨幣金融市場の英国全土並びに海外にも広がる信用のネットワークの頂点には、商人とマーチャント・バンカーが君臨し、産業資本は商人の庇護のもとで、前者が創出した信用制度の周辺で二次的な位置づけしか与えられていなかった。別言すれば、イギリス産業革命は商人やマーチャント・バンカーやその他の金融機関らが担う国際的金融資本主義の支配のもとで進行したのであった³³⁾。

かくて、イギリス信用制度が産業資本によって創出されたといった思い込みだけでなく、イギリス・ポンドの国際通貨化、基軸通貨国へのイギリスの飛躍が産業革命によって、産業資本によってもたらされたといった思い込みも、まったくの誤解であった。1832年の委員会で、N. M. ロスチャイルドの発言からも、ナポレオン戦争の終了後には、世界の決済の多くがロンドンで行われていたことを知りうる。「この国は一般に全世界の銀行である。インド、中国、ドイツ、ロシア、そして全世界のあらゆる取引がすべてロンドンに導かれ、この国を通じて決済

31) J. クラバム (英国金融史研究会訳) 『イングランド銀行』第1巻、ダイヤモンド社、1970年、234-237頁。

32) 小林襄治「イギリス」、前掲『金融の世界史』所収、64頁表3参照。

33) 拙著で紹介したように、1819年の正貨支払再開に向けての委員会で証言を求められた人々の顔ぶれを下院委員会で見ると、D. Dorrien, C. Pole, J. Harman, W. Haldimand, S. Thornton, W. Ward, J. Irving, J. Gladstone, S. C. Holland, T. Tooke, D. Ricard, H. Burmester, N. M. Rothschild, A. Baring, I. L. Goldsmid 等々、産業資本家が誰一人として登場しない。クラフトらは、「極端な工業化を達成したイギリスの異常な経験を説明し、この現象を国際的貿易関係の枠組みの中にしっかり位置づけたほうが、……19世紀の経済成長の国際的経験に関する、より満足すべき概念の展開に貢献」できると言う (N. F. R. Crafts & C. K. Harley, “Output Growth and British Industrial Revolution: A Restatement of the Crafts Hartley View,” *Eco. Hist. Rev.*, XLV, 4, 1992, p. 700)。

されるのです。」「なぜならば、イングランドは全世界の決済地です。」³⁴⁾

英国の基軸通貨国化について、M. A. デンツェルは以下のように述べている。「18世紀末にはヨーロッパの大部分は信用決済システムに統合された；ロシア帝国，とりわけ，サンクト・ペテルブルグ。さらにオスマン帝国，特にコンスタンチノーブルとスミルナ。商業上，産業上そして社会的にも最も発展したヨーロッパの中心として，ロンドンは18世紀中にヨーロッパおよびグローバル金融中心地としてアムステルダムに取って代わることになった」³⁵⁾。

ロンドンが長年，アムステルダムの圧倒的な勢力に比べ，二流の金融センターに過ぎなかったとは言え，早やクロムエルや王政復古により帰国したチャールズ2世は，ユダヤ商人にすらロンドンでの金融活動を開放していた。例えば，1671年には Moses Mocatta がロンドンに移住し，アムステルダム金市場の補足として，ロンドン金市場で活動を開始し，長きに亘って，地金市場に強固な地位を築いていた。スペインからすでにポルトガルやアントワープ，アムステルダムに移住していた Machado 家や Medina 家のごときセファラディム・ユダヤ人も，相次いでアムステルダムからさらにロンドンに移り住んでいた³⁶⁾。

1660年代中頃から1672年までの金匠銀行バックウエルの元帳には，ユダヤ人の約110もの当座勘定口座が見られる。ロンドン商人の主要な口座にはユダヤ人の名前が記載されないことがないほど頻繁に現れる。例えば，為替勘定 (Ledger I, fol. 135) には Decosta, Francisco Dasilva, Samuel Dasiega の名前が，東インド会社口座 (Ledger S, fol. 82) には Gomes Rodoriges, Da Costa, Rodorigues, Fransia, Jerronomo Fernandes Miranda, Duliviera, Anthhony Gomes Serra 等の名前が見られる。

ユダヤ人口座をひとつ紹介してみると，ロンドンの商取引，為替取引の多様な姿が見えてくる。マラガのワイン商人で，1655年ロンドンに移住し，スペインや東西インド貿易に従事し，船舶も所有する Geo & Domingo Francia の口座 (Ledger I, fol. 47, 48) に記載されている人名を記せば，以下のとおりである。貸方：David Griell, Abs. Wesell, Tho. Lewis, Toriano, And. Duncan, Fra. Desilva, Rider, Snell, Wise, Carbonell, Pr. Duliveire, Sam. Mico, Thorrowgood, Sam. Foot, Dan. Arthur, Vadepost, Bonnell, Paravicine, Goodwin, Upton, Dashwood, Burkin, Dacosta, Biddulph, Dan. Arthur, Robert Jeffrey, Jn. Mascall, Ed. Sharan. 借方：Frasisco Gomez Decosta, Desau, Thomas Gore, Vega & Nunes, Sam. Mico, Caleboune, Sa. Daviega, X. Willoughby, Ralph Lee, Wm. Rider Skinner, David Dacosta, Jn. Gomes, Dan. Pennington, Tho. Kinge, Dunkin, Thor-

34) Minutes of Evidence Taken before Committee on Bank of England Charter, 1832, in *British Parliamentary Papers, Monetary Policy General*, 4, 1968, QQ. 4799, 4846, 4866, 4875.

35) 前掲デンツェル論文「国境を超える貨幣」, 153 4頁。

36) Peter Spufford, "From Antwerp and Amsterdam to London: The Decline of Financial Centres in Europe," *De Economist*, 154, No. 2, 2006, p. 168.

rowgood, Edw. Mico, Simon Francia, Fra. Desau, Murthwaite, Padrassa, Rog. Hatton, Theo. Biddilph, Mich. Godfrey.

前掲拙著を参照していただけるならば、これらの人々の名前から、ロンドンの国際金融関係の広がりが早や17世紀後半から十分に読み取られることであろう³⁷⁾。L. ニールらは、「1720年秋の南海企画のバブル崩壊の衝撃に成功裏に耐え忍びことができたことで、当時、イングランド銀行はヨーロッパの国際的支払制度の焦点として、アムステルダム銀行を素早く凌駕した³⁸⁾と主張している。とは言え、「ロンドンが金融センターとしてアムステルダムに実際に拮抗し始めるのは、やっとアムステルダムでの1760年代、70年代の恐慌以降になってからであった。」「ヨーロッパの産業や貿易の中心は18世紀のかなり早い時期にイングランドにはっきりと移動したにもかかわらず、金融は1760年代に至るまでアムステルダムに集中したままであった。」³⁹⁾

事実、アムステルダムの為替取引のネットワークが16世紀80年代から1742年まで、ヨーロッパ28都市にまで広がり続けたが、1763年にはシャドー・バンキング恐慌の影響により、14都市に激減している。他方、ロンドンでは1763年以降、アムステルダムを中継せずして、ロシア貿易の決済をロンドン為替で独自に行いうるようになった⁴⁰⁾。「金融中心地としてのアムステルダムの地位にもかかわらず、1760年代、70年代の金融恐慌の結果、アムステルダムの銀行家たちは深刻な打撃に苦しんでいた。……アムステルダムの崩壊の予測から、Gerard van Neck やベアリング家、さらには1760年には David Ricardo の父親 Abraham Ricardo ら銀行家の多くが、他の都市、とりわけロンドンに資産を移転していたことは驚くことではない。」⁴¹⁾

アシュケナージ・ユダヤ人の Aaron Goldsmid も1750年の直前にはロンドンに移住し、息子の Asher は、Abraham de Mottos Mocatta とパートナーを組み、イングランド銀行の地金ブローカーとして活躍する。Goldsmids 家は1797年から1810年の間に、イングランド銀行が引き受けなかった国庫証券、330万ポンドを売りさばいている。アムステルダムの巨大マーチャント・バンカーの Henry Hope も1794年10月には同地を去り、ベアリング商会は1760年代にドイツからエグゼターに移住したが、その後、アレキサンダー・ベアリングは1795年1月にロンドンに移り住む。その数週間後にオランダ共和国はフランス軍の侵攻で崩壊した。1815年、A. ベアリングはイギリス国債の3%コンソル3千万ポンドの主たる引受人で、その引き受けに必要な資金を、ペテルブルグ、ハンブルグ、アムステルダム、フランクフルト、バ

37) 前掲拙著、第5章「シティ鳥瞰」参照。

38) Ann M. Carlos and Larry Neal, "Amsterdam and London as financial centers in the eighteenth century," in *Financial History Review*, 18 : 1, 2001, p. 34.

39) P. Spufford, *op. cit.*, p. 168.

40) 前掲拙著、100頁、第2 6表参照。

41) 42) P. Spufford, *op. cit.*, pp. 167 169.

ーゼル、ウィーンから引き出していた。「ロンドンは、いまや公信用の中心地となり、アムステルダムはそのサテライトのひとつに過ぎなくなった。」⁴²⁾

かくして、ポンドの国際通貨化、ロンドン国際金融市場の発展によるポンドの基軸通貨化は、南海泡沫の崩壊後から始まり、18世紀末にかけて達成されたのである⁴³⁾。ロンドン金融市場は17後半以来、一貫して商人・金融業者の国際的利害に支配されていた、すなわち国際的金融資本主義的性格を有していた。このことは、産業革命期にロンドン金融市場に君臨した者がどのような人物であったかからも、歴然としている。先に紹介したロスチャイルド家、シュレーダー家、シュスター家、クヌーブ家、リカード家等々、周知のところである。

産業革命期のイングランド銀行総裁の職にあった人物たちも、圧倒的多数は海外貿易商人であり、またマーチャント・バンカーであった。1771年から1806年まで重役、副総裁、総裁の任にあったサミュエル・ボズンキトは、ユグノー出身のロシア貿易商人であったし、18世紀末に総裁であったゴドフリー・ソートンはロシア・バルチック貿易商人である。パーマー・ルールで著名なジョン・ホースリー・パーマーは、東インド貿易商人であり、船舶所有者でもあった。1845-47年に総裁になったジョン・ベンジャミン・ヒースは、イタリア貿易商人であった。1838年に重役になり、1889年まで職にとどまったジョン・G・ハッパドは、ロシア貿易商人で、1853年から55年に総裁職に就いている。総裁にはならないまでも重役には、ジュネーブ出身でパリの Thellusson & Necker 商会の支援でロンドンに進出したピーター・テルソンや、「シティの大黒柱」「ヨーロッパ第1級の商人」と言われたフランシス・ベアリングの息子アレキサンダー・ベアリング、さらにスイス系ロンドン商人のウィリアム・ホルディマンドらが名を連ねている⁴³⁾。

43) 南海泡沫崩壊以降からのロンドン国際金融市場への発展については、L. ニールらが詳細に明らかにしている。Larry Neal, "How it all began: the monetary and financial architecture of Europe during the first global capital markets, 1648-1815," in *Financial History Review*, Vol. 7, 2000, L. Neal and Stephen Quinn, "Networks of information, markets, and institutions in the rise of London as a financial centre, 1660-1720," in *Financial History Review*, Vol. 8, part 1, April 2001, Ann M. Carlos and Larry Neal, "The micro foundations of the early London capital market; Bank of England shareholders during and after the South Sea Bubble," in *Economic History Review*, L. , 3, 2006, *Ibid.*, "Amsterdam and London as financial centres in the eighteenth century," in *Financial History Review*, Vol. 18, No. 1, 2011. 英国の金融革命と産業革命について、ニールは以下のような総括を与えている。「1725年までにイングランドで達成された……財政革命は、産業革命（それがいつ始まるうとも！）の期間中も、企業金融に持続的な影響力を持った。商人・製造業者・銀行家間の信用網は、しかしながら、その範囲や密度と強さで見ても、成長した。1844年の銀行法……までに信用網は、世界のあらゆる貿易地域に入り込んだだけでなく、国内経済のあらゆる領域を包摂するまでになった。イングランド銀行がイングランドで最も卓越した金融機関としての地位を確立し、国家が長期債務の主要な形態として終身年金を発展させた1723年から、この信用網はシティ・オブ・ロンドンに確実の錨を下すこととなった。この錨がなかったならば、イギリス経済は、1760年から1850年までのその移行を特徴づけた技術・生

1833年から73年までの40年間、イングランド銀行重役会に席を占めていた82名のうち、海外貿易商人56名(68%)、これにマーチャント・バンカー13名(16%)と保険・海運業の3名を加えると、彼らだけで約90%に達する。イングランド銀行にとどまらず、ロンドン金融市場がいかなる経済的利害に支配されていたかが想像されよう⁴⁴⁾。

イギリス近代信用制度の核心は、アムステルダム国際金融市場に依拠し対抗しつつ、ポンドの国際通貨化、イギリスの基軸通貨国化、換言すれば「貨幣の世界システム」の構築にあった。そして、このような「貨幣の世界システム」の構築の端緒は、イギリスに先立つオランダの基軸通貨体制にあった。資本主義的貨幣信用制度の起源は、17世紀に現れたオランダ、アムステルダム銀行のバンク・ギルダールの国際通貨化にあると考える。それでは、バンク・ギルダールの国際通貨化、「貨幣の世界システム」は如何に達成されたのか。そして、それは、それ以前の国際通貨であったアントワープやリヨン大市、ブザンソン大市を始めてする大市の国際通貨とはいかなる相違があったのだろうか。

3. 近代初期ロンドンからみたアムステルダム多角的支払決済システム

17, 18世紀、オランダのアムステルダム銀行が国際通貨バンク・フローリン(バンク・ギルダール)を提供することで、汎ヨーロッパ多角的決済システムの頂点に君臨し、近代最初の「貨幣の世界システム」を構築していた事実に着目し、その構造の一環を担うことで、イギリスの近代的信用制度が形成されたと考えるに至ったのは、30年ほど前、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランドのロンバート街支店地下3階で、1670年代前後のロンドン金匠銀行バックウエルの元帳を筆写する機会を得たことによる。従来、前期的高利貸資本といったレベルでしか理解されていなかった金匠銀行バックウエルの元帳に広範な国際的な為替取引や信用関係のネットワークが展開されているのを見て、衝撃を受けた。それらを手掛かりに、17世紀初めのマリーンズ、さらにルイス・ロバーツやマリウス、J. スカーレット、18世紀の A. ジャスティスら各種の『商人必携』『為替論』に当たり、また当時のロンドン商人や地方商人の国内外の支払決済の実態を追跡するなかで、いくつかの習作を重ね、拙著『近代初期イギリス金融革命』(2004年)や『歴史の中の貨幣』(2012年)を上梓するに至った。

とは言え、オランダ、アムステルダムを中枢とした「17, 18世紀の国際的支払決済システム」や、イングランドのバルチック貿易に現れた「新しい革命的支払システム」については、すでに1950年代から60年代初めに、C. ウィルソン、J. スパーリング、J. M. プライス、さらには Sven Erik Åström らによって、明らかにされていた。そして、わが国でも、早くからアム

産物・市場の構造転換を成し遂げることができたかどうかは非常に疑わしい。金融革命は、たとえ十分ではなくとも、産業革命に必要であった」(L. Neal, *op. cit.*, 1994, pp. 180-181)。

44) 前掲拙著, 214-217頁参照。

ステルダム銀行に焦点を合わせ、研究が進められていた。にもかかわらず、「1609年のアムステルダム銀行は……近代的信用業の発展に一時代を劃するものではない。」というマルクスの断定や、いわゆる「近代的商業信用論」を唱える大塚久雄氏の見解に囚われてか、また、「産業革命を実行できなかったオランダ」というイメージも重なり、当時のわが国の研究は、「アムステルダム銀行は近代の壁を乗り越えられなかった中世の銀行業」「前期的金融業」といった理解に沿った、言わば、後ろ向きの考察に終始するものであった⁴⁵⁾。

欧米においても、歴史認識の転換には時間を要したようである。J. de Vries and A. van der Woude 著『最初の近代経済 オランダ経済の成功・失敗と持続力 1500 1815』(1997), A Financial History of the Netherlands, ed., Marjolen't Hart, Joost Jonker & Jan Luiten van Zanden, 1997や S. Quinn & W. Roberds による一連のアムステルダム銀行研究が現れるのも、1990年代から2000年代に入ってからであった。

アムステルダム銀行を「前期的金融業」と見る、そのような理解を支えた、いま一つの要因は、ドゥ・ローヴァーらが、近代の金融イノベーションにおいて手形の流通性と手形割引を過度に重視するあまり、内国銀行業務＝近代的、外国銀行業務＝前期的とみなし、アムステルダム預金振替銀行を「中世の銀行業」と位置づけたことや、他方、金融後進地域アントワープでの債務証書や為替手形をめぐる金融革新がイタリアの伝統的金融技術を乗り越える道を模索し、その動きがアムステルダムではなくロンドンへとつながり、近代的信用制度の形成に結実していったと考えられたことも、大きく影響していた。そのため、オランダ・アムステルダムではなく、イギリス・ロンドンにおける信用関係の展開を重視するわが国の金融史研究においても、歴史認識の転換は遅々として進まなかった⁴⁶⁾。

しかし、やっと最近になってわが国においても、名城邦夫氏や橋本理博氏らが精力的に近世・近代初期の西ヨーロッパ支払決済システムやアムステルダム銀行について実証研究を進められたこともあって、近代初期のヨーロッパ金融史研究は一変することとなった⁴⁷⁾。

こうした状況変化には、実証研究の進展とともに、従来の貨幣信用論への批判的検討が必要

45) 橋本理博「金融史研究におけるアムステルダム銀行の位置」、『名古屋学院大学論集』社会科学編、第55巻第2号、2018年参照。

46) 前掲拙著(2004年)、「序 ファン・デル・ヴェー『近代初期アントワープ金融革命』に寄せて」参照。

47) 名城邦夫「中世後期・近世初期西ヨーロッパにおける支払決済システムの成立 計算貨幣による市場統合」(『名古屋学院大学論集』第43巻第1号所収、2006年)、同「主権国民国家と計算貨幣によるヨーロッパ貨幣史 南欧型貨幣システムから北西ヨーロッパ型貨幣システムへの発展」(同上誌第52巻第2号所収、2015年)他。橋本理博「アムステルダム銀行におけるマーチャント・バンカーの決済傾向 ホープ商会の事例」(名古屋大学『経済科学』第61巻第3号所収、2013年)、同『アムステルダム銀行の決済システム 17・18世紀における「バンク・マネー」の意義』(名古屋大学大学院経済学研究科、2013年度博士学位請求論文)、同「18世紀における国際的決済とアムステルダム銀行」(『証券経済学会年報』第49号別冊所収、2015年)。

であった。アムステルダム銀行を中枢とした近代最初の基軸通貨体制、最初の「貨幣の世界システム」の成立という理解が現れるには、為替手形をめぐるフィナンシャル・イノベーションの理解、預金振替銀行論の意義、計算貨幣（イマジナリー・マネー）等々、戦後の貨幣信用論研究に長く居座ってきた通説的理解が克服されねばならなかった。まず、近代初期オランダが構築した「貨幣の世界システム」の内実を、近代初期ロンドンから見たアムステルダム多角的支払決済システムについて見ていこう。

バルチック、アフリカ、東西インド、新大陸を包摂した¹⁶、7世紀の世界商業の急膨張からくる貿易金融の拡大をファイナンスした金融革命と、近世近代初期のヨーロッパでのたえざる戦争による軍事費の膨張を賄う財政革命を通して、17、18世紀のアムステルダム預金銀行のバンク・ギルダーをもつオランダは、国際的金融資本主義の中枢として、通貨覇権を確立した。しかし、戦後極めて長きに亘って、こうした近代初期の信用関係の動向にはそれほどの関心は向けられず、せいぜい、イギリスによって克服されるべき前期的信用関係との理解しか示されなかった。

従来の近代的信用制度論では、産業資本に視点を定め、産業資本のファイナンスが如何に形成されてくるのかを論じるため、国際的な領域よりも国内的な信用関係をもっぱら考察してきた。国際関係を論じるようになるのは、産業革命が完了して以降の19世紀後半に成立した国際金本位制からである。外国銀行業＝前期的、国内銀行業＝近代的といったシェーマに囚われていたからである。したがって、イギリスの信用関係の展開についても、17世紀中葉にロンドンに金匠銀行が生成し、さまざまな銀行設立提案がなされていても、その意義は十分に理解されることはなかった。1694年に設立されたイングランド銀行についてさえも、それが発券業務を行っていることのみが重視されるぐらいで、イングランド銀行が国際的国内的支払決済システムの重要な中心として、アムステルダム銀行に対抗し、その後、18世紀末にバンク・ギルダーに取って代わり、英国ポンドを国際通貨に押し上げ、「貨幣の世界システム」の中枢に登りつめていった事実に関心がもたれることもなかった。

しかし、イングランドの当時の論者たちは、イギリスに重要な意味を持つオランダとの信用関係、オランダ為替の重要性を痛切に意識していた。A. ジャスティスの『貨幣・為替概論』（1707年）は、アムステルダムについて以下のように述べていた。「オランダは、言わばヨーロッパの為替センターである。したがって、イングランド自身、たびたび平和時にもアムステルダム経由で、イタリア、スペイン、ポルトガル、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、時にはフランスにさえ、手形を振出し送金したりする。その結果、オランダの為替について完全な知識を持つことは、そうした取引を行うすべてのイングランド商人に絶対必要であると、私自身考えている。」⁴⁸⁾

48) A. Justice, *A General Treatise of Moneies and Exchanges: in which those of all Trading Nation*, 1707, pp. 316-7.

したがって、イングランドにとって「この多角的支払決済システムの作動の如何は、アムステルダムやハンブルグ宛ての為替手形の入手可能性に掛かっていた。」⁴⁹⁾ 例えば、17世紀末から18世紀初め、イーストランド会社、ロシア会社のメンバーであるロンドン商人ヘンリー・フィルは、バルチックからの輸入代金の支払いを、アムステルダムのティッチー&ピーコック商会宛てに振り出した為替手形で行ない、同時に彼はアムステルダムでこの手形代金を支払うために、同商会にロンドンのヴァージニア貿易やバルチック貿易商人であるジョン・カーリー宛ての為替手形の振出しを指示している。このロンドン為替手形のアムステルダムでの売却代金で、先のアムステルダム手形の支払いが行われる。フィルは貿易相手やファクターを、リガに8名、ダンチツヒに5名、ケーニヒスベルグ(カリニングラード)に3名、ナルヴァ、モスクワ、ストックホルム、コペンハーゲンに各1名、アムステルダムに4名、ハンブルグに2名、ダンケルク、ポルトガルのセツバル、イタリアのリボルノに各1名という具合に持ち、イーストランド、バルチック、北海、イベリア半島、地中海へと多角的な貿易・多角的支払決済網を広げていた。「ロンドンとイーストランド諸港間の貿易収支は、通常、リガやケーニヒスベルグその他のコルレス先が、アムステルダムまたはハンブルグ宛てに振り出した為替手形によって決済されていたのである。」⁵⁰⁾

バルチック貿易における支払決済において、スウェーデンのアブラハム&ヤコブ・モンマ商会は、1666年から1668年のイングランドへの鉄、鋼、ピッチ、タールの輸出代金£11,305のうち、£10,000を外国為替手形で受け取ったが、その内訳は、アムステルダム宛ロンドン手形が55%、ロンドン宛アムステルダム手形が7%、ロンドン宛ハンブルグ手形が30%であった。同、Laurens de Geers 商会の1664年から67年の売上代金のうち、受け取った為替手形の内訳は、ロンドン宛アムステルダム手形で52%で、ハンブルグ宛ロンドン手形で12.6%であった⁵¹⁾。

コンスタンチノーブルやスミルナ、アレppoとの貿易取引においても、アムステルダムとの為替取引ネットワークが不可欠であった。レヴァント商人ダドリー・ノースは、1670年代、80年代に貿易取引の支払決済のため、多角的な為替取引に関わっていた。彼は「多角的取引を決済するため、ベニスとリボルノのガスコーニュ&アレサンドラ・ディ・パラツィオーニ商会や、アムステルダムとカディスのディーラーであり、彼の銀行家のジョセフ・アンドリュウ商会等の仲介者を使っていた。」⁵²⁾

49) *Sven Erik Åström, From Cloth to Iron: The Anglo Baltic Trade in the Late Seventeenth Century*, 1963, p. 109.

50) Jacob M. Price, "Multilateralism and/ or Bilateralism: The Settlement of British Trade Ballances with 'The North'," in *Eco. Hist. Rev.*, Vol. X, no. 2, 1961, pp. 262-263.

51) *E. K. Newman, Anglo Hamburg Trade in the Late Seventeenth and Early Eighteenth Centuries*, Unpublished Doctoral Dissertation, 1971, pp. 2-16, 41.

52) *R. Grassby, The English Gentleman in Trade; The Life and Works of Sir Dudley North, 1641-1691*, 1994, pp. 48-50, 81.

その100年後のこの地域の貿易取引においてなお、アムステルダム手形が卓越した地位を占めていたことが、深沢克己氏によって明らかにされている。18世紀後半、ギリシャ商人クルムシ商会が振出した32枚の手形のうち、20枚がオランダ宛で、10枚がイタリア宛、2枚がオーストリア宛で、支払リストの筆頭にはアムステルダムの、恐らくギリシャ商人のトマサキ商会が合計15枚の為替手形の支払人である。また、18世紀後半、レヴァント、イタリア、オーストリア等と貿易を行っていたイズミルのギリシャ商人マヴロゴルダト系商社振出しの手形のうち、17枚はアムステルダム宛で、わずか2枚がオーストリア宛に振り出されている。支払人として重要なのはアムステルダムのギリシャ系商人ステファノ・ディサイ商会や、ミケーレ・ファリエロ商会、スタマッティ・ペトロ商会であるという。彼らが扱う為替手形の過半がアムステルダム手形であったことは、「なによりもまずギリシャ人の掌握するイズミル・アムステルダム商業・金融回路の存在を浮かび上がらせる」と言われている⁵³⁾。レヴァントは対ヨーロッパに一方的に黒字であったので、オーストリアのターレル銀貨やスペイン・ダラーが大量に輸入されていたが、同時に、アムステルダム銀貨も同地域で大量に流通していた。

「為替手形は、バルチック、レヴァント、アイルランド、アフリカ・アメリカ貿易を含む、システムのあらゆる所で流通した。そして、明らかに地金は、貿易取引が実際に行われる所ではなく、支払が決済される、主にアムステルダム・ロンドン間を行き来したのである。アムステルダム手形とロンドン手形は、システム全体の中で流通したのである。」⁵⁴⁾「地金の国際的移動は、ただ単に東方の遠隔地や未開の地で買い付けられた財貨の支払手段であっただけでなく、当時の、たとえ中心地ヨーロッパから最遠隔地域においてさえ、貿易と決済の統合された一部であった。」⁵⁵⁾

イギリスについて1729年のJ. ジーの小冊子で見ると、1723年にイングランドから海外に送られた貴金属のうち、貿易収支が赤字のインドには銀貨2,143,086オンスと銀地金119,120オンスが送られているが、イギリスが貿易収支の黒字をもつオランダに対しても、銀貨1,810,703オンスと金255,753オンスが輸出されている。「われわれは、ポルトガルとスペインの両国を合わせたよりも大きな黒字をオランダに対して持っている。したがって、オランダから黒字の支

53) 深沢克己「18世紀のフランス・レヴァント貿易と国際金融 ルー商会文書の為替手形」(下), 『史淵』, 133号, 1996年, 4-6頁。地金輸出については、同, 15-20頁参照。17世紀のオスマン帝国では、多くのヨーロッパ通貨が流通していたが、「1670年代になると、オランダのライオン・ダラーが居住外国商人の間の計算貨幣としてスペイン・ダラーに取って代わった」と、グラスビーは言う。オランダの Rix dollar 銀貨, Lion Crown 銀貨, Ducats 金貨等の「貨幣製造業はいわば、重要な輸出産業であった」(R. Grassby, *op. cit.*, 341, J. G. Van Dillen, "The Bank of Amsterdam," in *History of the Principal Public Banks, collected by J. G. Van Dillen*, 1934, second impression, 1964, p. 83.)。

54) J. Sperlberg, "The International Payments Mechanism in the Seventeenth and Eighteenth Centuries," *Eco., Hist., Rev.*, 2nd Series, Vol. X, no. 3, 1962, p. 460.

55) S. Åström, *op. cit.*, p. 89.

払を受け取らねばならない。ところが、わが国は（オランダ以外の国々から）、木材、鉄、亜麻、麻、リネン、絹、薄手のキャンブリック、フランドル・レース、高価な上等のワイン、ベルベット、プロケード、その他多種多様な品物を驚くほど大量に輸入している。そこで地金は、これらの財貨の支払のためにオランダに送られるのである。オランダは、……そうした国々と貿易を行ない、一般に収支は黒字である。」⁵⁶⁾

オランダへの地金輸出は、ロンドンのジェネラル・トレーダーのトーマス・ロンドン、アムステルダム在住のアンドリュー・ホルドファストなる彼の代理人、ロンドンのユダヤ為替・地金商人のイスラエル・メンデス等の人物を登場させて、以下のように説明されている。すなわち、ノルウェー、スエーデン、ロシア、シレジア、ロシア、ハンブルグ、ブレーメン、ブルージュ、セント・クインティン、キャンブレイ、ヴァレンシエンヌ、ポルドー、パリ、ピエモンテなどから様々な財貨を輸入する T. ロンドンは、これらの都市からの輸入品への支払のため、各都市の取引先にアムステルダム在住の彼の代理人の A. ホルドファスト宛に手形を振出すように指示する。と同時に、T. ロンドンはロイヤル・イクスチェンジに出向き、アムステルダムで支払わなければならない上記の手形代金をアムステルダムに送金するため、為替・地金ブローカーの I. メンデスその他に、アムステルダム宛の為替手形を作らせ、ホルドファストに送り、その手形代金をメンデスに払い込む。他方、メンデスらは彼らのアムステルダム宛為替を決済するため、ピース・オブ・エイト（スペイン銀貨）やモイドレス（ポルトガル金貨）や金地金を買い、オランダに輸出するのが彼らのビジネスである。「これがわが国がオランダに大量の地金を送付する大きな理由である。」⁵⁷⁾

例えば、1672年から1695年の間にイギリスから北・西ヨーロッパに輸出された硬貨・地金総額 £ 4,182,655のうち、その70.9%の £ 2,965,674はオランダへ、12.2%の £ 511,719はドイツ・北海諸港へのものであった。その83.1%はイングランドが貿易収支が黒字であったオランダ、ドイツに向かったのである。収支が赤字であるスエーデンに送られたのは、この23年間で £ 25,158に過ぎず、総額の0.6%を占めるのみであった⁵⁸⁾。

さらに、東インド会社の地金調達においても、オランダ、アムステルダムの重要性は注目すべきである。1697年から1720年までの間に東インド会社が輸出した、主に銀を中心とした貴金属総額 £ 8,326,786の調達地の内訳は、ロンドン £ 2,249,374 (27.0%)、アムステルダム £ 3,738,264 (44.89%)、カディス £ 2,145,226 (25.76%)、リスボン、ハンブルグ、ロッテルダムその他で £ 193,922 (2.33%) である。輸出貴金属の調達先は国外が73%に達し、うちアムステルダムが群を抜いている。興味深いことに、カディスで調達され場合でも、その6、7割はアムステ

56) Joshua Gee, *The Trade and Navigation of Great Britain Considered, 1720*, in *Mercantilism*, ed., by Lars Magnusson, Vol. 5, *The Eighteenth Century*, 1995, pp. 105, 106.

57) *ibid.*, p. 109.

58) Sven Erik Åström, *op. cit.*, p. 82.

ルダム宛の為替でファイナンスされていたことである⁵⁹⁾。

具体的に見てみると、東インド会社総裁であったジョサイヤ・チャイルドの義理の息子であり、自身も総裁になったシティの地金ディーラーのトーマス・クックは、1697年から1702年の間、カディスにいる彼のコレレスのサミュエル・ケズヴィックがロンドンやアムステルダムから振り出す為替手形を引き受け、インドに向かう船舶に地金を供給するように手配していた。また、会社と関係の深いカディスのウィリアム・ホッジス商会とアッシュ=ウェルク&クック商会は、供給する銀のファイナンスにロンドン宛またはアムステルダム宛為替手形を、会社宛やそのエージェンツ宛に振り出していた。1697年から99年までのホッジス商会によるそうした取引の42%はロンドンで決済され、そして残りの58%はアムステルダムのベンジャミン・ポール宛に振り出され決済されていた。同期間、アッシュらの商会では手形の73%がアムステルダムのジェラルド・ベルデ&ロベス・ディアズ商会に振り出されており、残りの27%はロンドン宛であった。このように東インド会社のインド向けの地金の調達が主にアムステルダム宛手形を使って行われていたことは、注目される⁶⁰⁾。

こうした「貨幣の世界システム」抜きには、イングランド政府の海外送金も不可能であった。政府はイングランド銀行が創設されると、彼らに海外への軍事送金を依存せざるをえなかったが、同行は営業を開始したばかりの1694年10月から95年4月まで、送金額の61%をアントワープあるいはアムステルダム宛に振り出された為替手形で送金している。そして、その手形金額のかなりの額がそこから、ハンブルグやブレーメン宛(20%)、オポルト、リスボン、マドリッド、カディス、セヴィリア等々宛(18.5%)、リボルノ、トリノ、ジェノア、ベニス等々宛(6.5%)の為替で各地に送金していた⁶¹⁾。同行の海外コレレス先は、アムステルダムにはマニユエル・エンリケ商会、ジョージ・クリフォード商会、アントワープにはドウ・コニク商会、カディスにはホッジス・ヘインズ商会、マドリッドにはバラード・ストーン商会、ハンブルグにはストラドフォード商会、ベニスにはトーマス・ウィリアム商会、リボルノにはウェスタン・バーデット商会らがいた⁶²⁾。かくて、広範な為替手形の引受信用のシステムを通じて、「イングランド銀行は、すべてのこれら商業中心地に取引店のネットワークを確立していた」⁶³⁾のである。

アムステルダムでの額面300グルデン以下の手形を除くすべての為替手形の決済は、言うまでもなくアムステルダム銀行の口座で預金振替によって行なわれていた。アムステルダムを中

59) K. N. Chaudhuri, *The Trading World of Asia and the English East India Company, 1660-1706*, 1978, p. 167.

60) *ibid.*, pp. 171-172.

61) 62) D. W. Jones, "London Merchant and the Crisis of the 1690s," in P. Clark & P. Slack, *Crisis and Order in English Town, 1500-1700*, 1972, p. 321

63) J. H. Clapham, *op. cit.*, pp. 27-28, 邦訳, 33-35頁。

枢とした「貨幣の世界システム」の広がりとならび替取引をその地に引き寄せる強制力を認識すべきである。かくて、アムステルダムへの支払決済の集中こそ、各国商人が決済においてアムステルダム為替 (bill on Amsterdam) を必要とせざるを得ない理由であり、また、地金調達においても、アムステルダム地金市場に多くを依存せざるを得なかったのである。アムステルダム金融市場の信用創造こそ、各国が長期にわたってアムステルダムに金融的に従属せざるを得ない基本的な要因であった。

橋本理博氏は、1721年1月から翌年22年1月末のアムステルダム銀行における決済総額を、前期1億3,694万グルデン・バンコ、後期約1億4,606万グルデン・バンコ、合計約2億7,000グルデン・バンコと計算され、当時のオランダの経済指標と比較されている。国民総所得が約2億6,400万～2億7,900万グルデンと推計されることから、「振替銀行における1年間の決済総額はオランダのGDPに匹敵するのである。……一国のGDPに匹敵する金額が単一機関内で移動していたことは驚愕に値する」と指摘されている⁶⁴⁾。ウィーン&ロバースも、典型的な1件当たりの為替手形の決済額は3,000グルデン・バンコで、七年戦争期(1756-1763年)の年間決済総額がGDPの1.5倍と、同様な数値を示しており、1868年のロンドン手形交換所の年間決済総額がUKのGDPの3.6倍、1955年の米国Fedwireの決済総額が米国GDPの2.7倍と比較しても、遜色がないとしている⁶⁵⁾。

システムの中核におけるアムステルダム預金振替銀行と、商人やマーチャント・バンカーによる中心と周辺を結び付ける引受信用を与えられた為替手形とその流通が、オランダを中核とする汎ヨーロッパ多角的支払決済システムの成立に深く結びついたのである。アムステルダムへの支払決済の集中こそ、各国商人がアムステルダム為替を必要とせざるを得ない理由であり、そして、それがアムステルダム金融市場の信用創造の源泉でもあった。また、それ故に各国が長期にわたりそこで資金調達を行うことができたのであり、アムステルダムに金融的に従属せざるを得ない基本的な要因でもあった。16世紀には大市国際通貨によって、北にはアントワープが国際決済の中心地があり、南欧にも依然、ベニスや、フロレンス商人やルカ商人のリヨン大市、さらにはジェノア人が支配するいわゆるブザンソン大市等の国際決済地が並立していた。しかし、「北にひとつ、南にひとつというのではなく、明らかにヨーロッパに唯一卓越した金融中心地が出現するのは、17世紀になってからであった。」⁶⁶⁾ アムステルダム銀行以前と以降には大きな断層が横たわっていた。

最後に、「貨幣の世界システム」の起源に関わる、為替手形をめぐる金融革命、預金銀行、

64) 前掲、橋本氏の学位論文、28-29頁。

65) S. Quinn & W. Roberds, "Death of a Reserve Currency: Central banks and crises - historical perspectives," *Deutsche Bundesbank*, 8 July 2015 参照。

66) Peter Spufford, "From Antwerp and Amsterdam to London: The Decline of Financial Centers in Europe," in *De Economist*, 154, No. 2, 2006, p. 159.

預金通貨や計算貨幣の諸問題について考察しよう。real money 建てに代わって imaginary money 建ての計算貨幣に基づく信用貨幣制度による支払決済システムが、国家貨幣による支払決済に取って代わった資本主義的貨幣信用制度の生成を見てみよう。

4. 「貨幣の世界システム」の成立をめぐる諸問題 計算貨幣・為替手形・預金振替銀行

近代的銀行業の「中世的起源」を強調する H. van der Wee や J. Munro の主張は、近代的信用制度をどう理解するかという点からも、興味深い。van der Wee は以下のように述べる。「伝統的歴史書は、中世から産業革命に至る長期のヨーロッパ銀行業の展開に見られた二つの大きな変化を鋭く区別する。すなわち、中世後期にイタリアで銀行業が成功裡に復活した第1の変化と、1700年頃、近代銀行業の生成を含むイングランドで金融技術が決定的進展をみた第2の変化とが切り離して理解されてきた。この発想は魅力的ではあるうが、私の見解では、それではヨーロッパ銀行業の歴史における決定的に重要な絆を見落とすことになる。この絆こそ、低地諸国が中世末から近代初期への移行期に創造されたものである。/ 12, 3世紀のイタリア銀行業の復活と18世紀のイングランドの財政革命の間において、低地諸国で銀行技術のいくつかの重要な革新が見られた。」「低地諸国は近代銀行業の創造で決定的役割を演じた。低地諸国こそイタリアとイングランドの間を結ぶ戦略的橋頭堡であった」⁶⁷⁾。

16世紀、アントワープ大都市では、ヨーロッパ各地を支店で結ぶイタリア商人らから見ると、イングランドやハンザ、ドイツからの商人たちの旅商的な遅れた取引方式のゆえに、持参人払の債務証書が広範に使われていた。そして、それら債務証書は譲渡されたにとどまらず、譲渡を受けた持参人は不渡りの際には証書の債務者に対し、自ら裁判に訴えることができるようになっていた。しかし、持参人はこのような法的利益を入手したものの、証書を譲渡した債権者たちを免責するという金融的不利益を被ることになった。そこで「債務証書の譲渡に債権譲渡 (assignment) の原理を適用することによって、この金融問題を一転、解決した。ネザランドではすでに中世において債権譲渡が一般的に認められていたのであった。」そして、このアントワープのイノベーションが1537年、1541年の帝国勅令によって公認され、「持参人条項を持つ債務証書やその他の商業手形の譲渡によってなされたあらゆる支払は、債権譲渡による支払いとみなされた。……16世紀の最後の三分の一の期間に債権譲渡の技術を使った債務証書や為替手形の譲渡による支払いが、商人間の一般的な慣行となっていた。」「いまや譲渡性 (transferability) は、流通性 (negotiability) に転換することができたのである。」こうした

67) H. van der Wee, "The Medieval and Early Modern Origins of European Banking," in *Banchi Pubblici, Banchi Privati e Moneti di Pietà nell'Europa Preindustriale: Amministrazione, Tecniche Operative e Ruoli Economici: Atti Del Convegno, Genova, 16 Ottobre 1990* Società Ligure Di Storia Patria, 1991, pp. 1159, 1173.

アントワープでの債務証券や為替手形の転々流通，裏書による支払い慣行は，「支払手段としての銀行券の導入への道を切り拓いた」として，16世紀中葉の徴利禁止から高利制限への動きと相まって，「アントワープからロンドンへの」経路に，「近代割引・発券銀行制度の誕生」が見られたと主張する⁶⁸⁾。

為替手形の流通性 (negotiability) を創出したアントワープは，終に，「最初の，自律的な銀行業と信用制度を創出し，17世紀末から18世紀初期のイングランドの財政革命への道を切り拓いたのである。……これに対して，17世紀ヨーロッパの最も躍動的な貿易中心地であり，最も力強い貨幣・資本市場であったアムステルダムは，伝統的なイタリア銀行制度を復活させ，旧式の預金・振替技術を洗練したものにしたに過ぎない。」とも言う⁶⁹⁾。

「近代割引銀行業の基礎は，16世紀末までにアントワープに築かれたのである。17世紀にアントワープが衰退しなかったならば，アントワープ貨幣市場は，このイノベーションを拡大し，近代的割引・発券銀行業の制度を発展させていたであろう。」⁷⁰⁾ 持参人払いの債務証券や為替手形の裏書など商業手形の転々流通，近代的信用制度の起源はアントワープにあるというのである。

同じく，J. H. Munro も，16世紀スペイン支配下のネザランドにおける持参人払いの終身年金証券や持参人払の債務証券の流通に，最初の財政革命，金融革命の起源を見るが，さらに踏み込み，ネザランドの動向に大きな影響を与えたのは，15世紀30年代イングランドでの持参人払が為替手形を容認した *Burton v Davy* (1436年) の判例であったとする。「近代的流通性に向かう最初の大きなステップは，後進的と見なされていた15世紀イングランドにおいて，すなわち，ロンドン商人法廷が持参人払いの為替手形の譲渡に関わる1436年の判決において踏み出されたのである。」そして，「この判決に強力な影響を与えたのは，……13世紀以来の地金輸出禁止や両替業や預金銀行業を禁止してきたイングランドの重金主義的政策であった。」と言う⁷¹⁾。

ブルージュから為替金融契約でロンドン宛に振り出され，ロンドンで引き受けられた後，第三者に譲渡されたが，支払期日に支払を拒否されたため，為替契約の当事者でもない譲受人が

68) *op. cit.*, pp. 1168-1169, 1170. 銀行外振替 (*ditta fuori di banco*) である債権譲渡とは，「債務者が第三者の債務者に対する債権を自己の債権者に譲渡することで債務を支払う」ことである。「銀行内振替 (*ditta di banco*) と異なり，銀行外振替は必ずしも債務者を免責しなかったものであり——この点が我々には非常に重要なのだが——，債務者は，債権者に振り替えられた第三者の債務者に対する債権の支払を保証しなければならなかったのである。したがって，不払いの際，債権者は債務者への遡及の権利を与えられることがわかるであろう。」(*R. de Roover*, 拙訳『為替手形発達史』(4)，『佐賀大学経済論集』第42巻第6号所収，2010年3月，88頁。)

69) *op. cit.*, p. 1160.

70) *op. cit.*, p. 1170.

71) John H. Munro, "The Medieval Origins of the Financial Revolution: Usury, Rentes and Negotiability," in *The International History Review*, XXV, 3, September, 2003, p. 547.

関わったロンドン商人法廷でなされた上記の判例については、これまで、「流通性のある為替手形の完全な発展」、あるいは「流通性への途上にある重要な一里塚」とみなすビュータルやホールデンと、既存の中世為替金融契約の枠内でのことと捉えるロジャーズらによって、様々に論じられてきた⁷²⁾。Munro は前者の主張を誇張としながらも、ロジャーズの見解を厳しく批判し、判決は、「満期時に不渡りになった為替手形の持参人に訴訟を認める決定的な先例になり、……以降、同様な状況において、譲渡人は手形引受人を裁判に訴えるため、手形金額の受取人当事者の支援を得ることができた。15世紀後半からのイングランドの商業記録では、持参人払手形はありふれたものとなった」と、高く評価する⁷³⁾。この判決の半世紀後、リュッベックで1499年に、アントワープでも1502年と1507年に持参人債務証書の訴訟で、同様な判決が下された。イングランド同様、ネザランドでも預金銀行業が禁止された状況下で、年に4度の大市でアントワープ取引所に集中される債権債務の決済効率を高めるため、時には自らの債務が譲渡によって自らに戻ってくるほどに持参人払の債務証書の転々流通が見られ、1436年のロンドンの判決から一世紀を経た1536年にはアントワープで、1541年にはネザランド全体で、債務証書の流通性を認めるカール5世の勅令が出された。かくて、「商人たちは完全な流通性を確立した。すなわち paper credit をキャッシュあるいは銀行預金と交換することができるようになった。」⁷⁴⁾ のであり、そして、翌々年の1543年、アントワープでの徴利の公認（高利制限）と、1545年のヘンリー8世による10%を上限とした同様な措置をみたイングランドとともに、アントワープ ロンドンにおける近代的金融機関出現への道が整備されていくとみた⁷⁵⁾。

イングランドやネザランドにおける重金主義的政策や預金振替銀行の禁止措置が、持参人払債務証書やその譲渡、さらには債権譲渡の適用による商業手形の流通、さらには裏書慣行の広がりを生んだとして、近代金融革命や近代銀行業の起源を中世に求める van der Wee も Munro も、商業手形をめぐる金融革命で重視するのは、持参人債務証書の譲渡であり、さらに為替手形の流通性、裏書譲渡慣行である。

ところが、16世紀中葉以前に手形の流通性が完全に確立し、徴利も高利制限のもとで公認されたとしながらも、van der Wee も認める如く、為替手形の裏書慣行が一般化するのには17世紀に入ってからであり、為替手形の割引も同様である。どうしたことだろう。「流通性のある商業手形の新しい制度の中心特徴としての裏書はやっと1600年に入ってアントワープに出現し、それは為替手形の裏書と密接に結びついていた。その頃になって為替手形の裏書がアントワープで一般的慣行となった。」また、「短期の為替手形の割引が一般的な慣行となるのも、1600年以降であった。」⁷⁶⁾ 言い換えれば、すでに1430年代にはイングランドで為替手形の持参人の権利を認める判例が見られ、ネザランドでも持参人払いの債務証書の転々流通が広がり、

72) 拙著『近代初期イギリス金融革命』、第3章参照。

73) 74) 75) Munro, *op. cit.*, pp. 552-554.

76) H. van der Wee, *op. cit.*, pp. 1169-1170.

1540年代初めまでに法令においても商人の慣行として承認されていたと強調し、「金融革命の中世的起源」論が提起されたにもかかわらず、なぜ為替手形についての裏書慣行、転々流通は17世紀初めに降にまで、一般化することはなかったのであろうか⁷⁷⁾。そしてまた、17世紀に入ってから、何故に裏書慣行は広がったのであろうか。

そして、いま一つの疑問は、アントワープ—ロンドンの経路の近代性が強調されるのに対して、イタリアの伝統的な預金振替銀行を引き継いだに過ぎず、「近代信用業の発展における一時代を画するものでない」と、前期的と見なされてきたアムステルダムが、17、8世紀にヨーロッパの卓越した金融中心地となり、アムステルダム銀行通貨バンク・ギルダーを基軸通貨とする「貨幣の世界システム」を構築したことをどう説明するのか。為替手形をめぐる金融革命を、商業手形の債権譲渡や裏書慣行、流通性だけに限って理解していただければ、こうした疑問には答えることはできないのではなからうか。

中世為替手形の特徴を振り返ってみよう。中世の大手決済を支配していたイタリア商人らには、債務証書や為替手形の譲渡性や流通性はもともと必要ではなかった。リヨンや特にブザンソンの大手での決済大手は、公開市場と言うよりも、むしろ大商人、マーチャント・バンカーらの‘inside markets’と言っていいほどのものであった。これらの市場では一般商人は参加せず、少数のお互いを良く知る大商人たちは、各々の帳簿上で債権債務額を突き合わせ相殺なり債権譲渡なりをして、さらに未決済額については帳簿上で貸越を与え、次の大手に繰り延べ(大手間預金 *deposito*, 大手間手形 *letter de foire*)、現金決済を極力避けることができた⁷⁸⁾。

また、そうであるがゆえに、de Roover が解説しているように、彼らの「取引関係は、その後の非人格的性格をいまだ持つことはなかった。」「中世の為替手形は、為替契約を遂行する手段以外のなにものでもなかった。……すなわち、為替契約では手形振出人と資金の貸し手の二人が契約の当事者であって、手形の名宛人と手形の受取人は契約遂行の代理人に過ぎなかった。」「実際、通常は、手形の名宛人は振出人とコルレス関係にあり、手形金額の受取人は資金

77) de Roover も以下のように指摘している。1610年くらいまでは「(為替手形の) 裏書慣行はいまだ一般的な慣行にはなっていなかったと思われる。……1640年以降には裏書は一般的なものになったであろう。かくて、1610年と1640年の間には裏書慣行は一般化しいったと確実に言うことができるであろう。」「要約すると、アントワープでは商業手形の自由な流通を妨げる慣習法や法規は何らなかった。事実、債務証書は単なる譲渡や同じく裏書という方法で、商人の間を転々と流通していた、債権譲渡による支払いは債務者を決して解放しなかったので、債務証書の持参人は、彼の前に証書に署名したすべての人に対して遡及する権利を自動的にもつという結果になった。しかし、単なる約束手形に倣って、為替手形を譲渡可能に、すなわち、裏書可能にする一定の環境の下でなされた努力は、16世紀末までには成功することはなかった。……ともかく、裏書慣行が以降30年間のうちに一般化したという事実の確認でよしとせざるを得ない。」前掲拙訳『為替手形発達史』(4), 106-107頁。

78) Meir Kohn, “Bills of Exchange and the Money Market to 1600,” Dartmouth College, Working Paper 99-04, February, 1999, pp. 21-23, 25.

の貸し手とコルレス関係にあった。商取引の世界では、二つの取引先を必然的に結び付けている信頼関係が重要な役割を果たしていた。……裏書慣行は、第三者を介入させることになるので、イタリア商人が極めて重視してきたコルレス関係に混乱をもたらすことになる。……流通性という慣行は当時の社会観念に激しく衝突するものであった。/手形振出人に対して遡及することができるのは資金の貸し手であって、手形受取人ではなかった。」したがって、「為替契約の取り消し可能性についても……曖昧なところはなく、資金の貸し手は、名宛人によって引受けられた後でも為替手形の支払を拒否する権利を留保していたのである。」「要するに中世ヨーロッパでは為替手形は持参人に支払われることもなく、裏書という方法で譲渡されることもなかったのである。……まさに為替契約の性格それ自体に関わることであった。」⁷⁹⁾

このような中世為替手形の在り方では、15、6世紀のネザランド各地の大市に集うイングラント商人やハンザ商人たちにとって、旅商的なレベルの取引方法しか持たず、また、預金振替銀行が存在しなかったこともあり、支払決済に支障をきたさざるを得なかった。「恐らく、この点から多数の商人らが、債権譲渡や銀行外での振替によって債権債務が決済されることを選好していたのであろう。……バンク・マネーがないのであれば、別な便法に頼らざるを得なかった。アントワープやベルゲン・オブ・ゾームの大市に集まってくる商人らは商品を運んできても、正貨はほとんど持参してくることはなかったからである。」「持参人払いの債務証書の形で債権を流通させ、債権を貨幣化させることは、彼等には好都合であった。」持参人払いの商業手形が一般化し、16世紀に入って、さまざまな慣習法において、「訴訟を行う持参人が、原債権者の代理人でも委任された者でもなく、人格的に原債権者であるとして、本人の名前で関与することが規定された。」明らかに、さらに事態が進行すれば、それは「商業手形の流通性への道を切り拓くものである」と、de Rooverも説明している⁸⁰⁾。

van der Wee や Munro の評価はもっと積極的であることは上に見たとおりであるが、この点について de Roover は慎重である。「重要なことであるが、1537年3月7日の布告は、もっぱら債務証書や約束手形に適用されたのであるが、当時、債務証書が譲渡証書を作成することなしに、単なる引き渡しだけで、商人間を転々と流通していたことを認めている。しかし、そこには為替手形については何ら言及されていない。」「アントワープの状況は、裏書発生に好都合であったが、16世紀末まで裏書の事例は見つからなかった。」「おそらく、初期の裏書は、実際の譲渡というよりも、むしろ、いまだ現金化の単なる委託にすぎなかったのであろう。」⁸¹⁾

債務証書の流通で有名なのは、ドイツの大商人フッガー家のフッガー・ブリーフ (Fugger Brief) である。信用力のある名前を持った債務証書は、満期まで10回も20回と持ち手を変え、100回といった頻度も珍しくなく、あたかも銀行券のように転々と流通し、多くの場合、流通

79) de Roover, 前掲拙訳, 94, 96-98頁。

80) 前掲拙訳, 102-103, 104頁。

81) 前掲拙訳, 103, 106頁。

する証書は原債務者のもとに戻ってきて、支払の必要をなくす程であったと言われている⁸²⁾。にもかかわらず、為替手形の譲渡や裏書、転々流通は17世紀に入るまで例外的であったのはなぜなのだろうか。

ロンドン商人ジョン・アイシャムの帳簿から、イングランドでもすでに16世紀半ばにはロンドン宛なり、アントワープ宛の為替手形が使われており、イングランド商人もアントワープに代理人やファクターを置き、取引を行っていることが知られる。彼の帳簿にはトーマス・グレシャムのアントワープ代理人リチャード・クローグ宛に、1559年1月21日振り出された為替手形の事例が見られる。1551年バルチック・カンパニーの創設メンバーのトーマス・クランフィールドは、ロンドンのマーサーであるヴィンセント・ランダルの娘婿となり、アントワープ・ファクターとして活動しており、16世紀後半にはイングランド商人たちも持参人払いの債務証書だけでなく、積極的に為替手形をも利用するようになっていた。また、「ハンザ商人らも16世紀末までに、為替手形に支払約束形式を与え続けていた。……これらの手形には、頻繁に持参人払いを認める選択的文言が含まれていた。同様の事態は、イングランド商人によって振り出された為替手形にも見られた。」⁸³⁾

とは言え、債務証書が転々流通するのに比べ、為替手形の裏書は依然、それほど進んでいなかった模様である。「1537年5月25日に出された布告のなかで、……(為替手形の)持参人の権利については何も述べられていない。それでは、債務証書がしばしば持参人に支払われ、しかも単なる引き渡しによって転々流通していたのに対して、為替手形は通常、指名された人のために振出され、譲渡されることはなかったと、結論しなければならないのだろうか。/実際、事態はそのようであったと思われる。」⁸⁴⁾と、de Rooverは推測する。「手形の譲渡性は、為替手形が取り消し可能であるという原理と相容れないものであったという事実から説明される」⁸⁵⁾のであろうか。債務証書の転々流通や持参人払いの選択的文言を持つ為替手形の利用にもかかわらず、為替手形の裏書慣行は、17世紀になるまで一般化しなかったのである。

Munroは、「Burton v Davy (1436年)の真の重要性は、近代の流通性の司法上の諸条件を確立するための最初のヨーロッパの国家法規に間接的であるが、実質的な影響を与えた」ことであると述べ、さらに、1541年のネザランドの法令について、「この法令は、あらゆる商業手形が……金のかかる手続きや原債権者の承認さえも必要とせず、完全な流通性を獲得し、他の資産に転換されることを意味した。」⁸⁶⁾と、その意義を強調していた。「近代ヨーロッパの流通性にとって真に法的基礎を完成させることにおいてはるかに重要であったのは、1537年3月と1541年10月のハプスブルグ家のネザランドの Estates General が公布した勅令であった。なぜならそれらは持参人に完全な支払いを求めて、あらゆる者を、そしてノートのすべて自分

82) Meir Kohn, *op. cit.*, p. 26.

83) 84) 85) de Roover, 前掲拙訳, 105, 103頁。

86) Munro, *op. cit.*, p. 553.

より前の債権譲渡した者を裁判に訴えることを認め、完全に全国的な規模で、持参人の完全な法的保障と保護を伴った金融的債権譲渡のこれらの原理を確立したのである。」⁸⁷⁾ という。van der Wee も「流通性のある商業手形の新しい制度の中心的特徴としての裏書は、1600年以降しばらくしてやっとアントワープに出現し、それは為替手形の裏書の生成と密接に結びついていたのである。」「持参人払い項目をもって長期の債務証券の近代的な割引は、16世紀末以前にアントワープで完全に一般的慣行になっていた。……1600年以降、短期の為替手形の割引もまた、標準的慣行になっていた。かくて、近代的割引銀行業の基礎は、16世紀末以前にアントワープにおいて構築されていたのであった。」⁸⁸⁾ と言われるにしても、為替手形の裏書の出現が、Munro によって高く評価された判例が出されて150年以上もの時の経過を要することになったのは何故なのか。

さらに見落とされてならないことは、為替手形の裏書慣行はただ、ネザランドにのみ出現したのではないことである。de Roover も教えているように、「遅くとも1600年頃には、当時、トスカーナ地方の三つの銀行都市であるピサ、リボルノ、フロレンスで裏書は一般的な慣行になっていたことは明確に断言できる。」「イタリアでもネーデルランドでのように、16世紀以来、人々は商業手形を譲渡しようとしてきた。恐らく、裏書はフロレンスで生まれたのであろうが、他の都市ではその普及は緩慢なものでしかなかった。裏書は、16世紀末までは一般的なものにならなかった。これ以降も、多くの反対に直面し、ナポリやヴェネチアでは裏書は追放されてしまった。」イングランドにおいても、マリーンズの『商業大全』やマリウスの小冊子の叙述から、「裏書は、1622年から1651年の間にイングランドに導入されたと結論できる。裏書慣行はこの時期以前には一般化していなかったと思われるが、しかし、それ以前から確実に認知されるようになっていた。」「フランスでは裏書は1620年頃には普及していたようである。……クレラックの1656年初版の著書で、指図人払い文言を含む手形の事例が幾つか提供されている。したがって、この間に裏書が定着したと考えられる。」ドイツについては、「フランクフルトでは1620年5月4日に勅令によって裏書が公に禁止されたことから見て、裏書は1620年以前に根を広げていた。1647年にニュールンベルグでも同様な勅令が発布されている。したがって、ドイツでもまた裏書は、17世紀初頭以降に定着しつつあった。」⁸⁹⁾

明らかに16世紀後半から17世紀初めにかけて、ヨーロッパの多くの地域で為替手形振出しの

87) Munro, "English 'Backwardness' and Financial Innovations in Commerce with the Low Countries, 14th to 16th Centuries," in *International Trade in the Low Countries (14th 16th centuries): Merchants, Organization, Infrastructure: Proceedings of the International Conference, Ghent Antwerp, 12th 13th January 1997* / eds. by Peter Stabel, Bruno Blonde, Anke Greve, Garant, 2000, p. 152.

88) van der Wee, *op. cit.*, p. 1171.

89) de Roover, 前掲拙訳(5), 『佐賀大学経済論集』第43巻第1号所収, 2010年5月, 78, 82, 91, 93, 95頁。

根拠である中世為替金融契約を揺るがし、旧来の為替契約の枠組みを打破する事態が発生し、為替手形の裏書、流通性という新たな慣行が展開したと考えられる。それは何故か。de Rooverも、van der Wee や Munro もこの点については、何も答えていない。近代的銀行制度の成立にとって、商業手形の流通性と徴利の公認で十分と考え、イタリアの伝統に忠実なアムステルダムではなく、アントワープ ロンドンの経路で理解していた。「アムステルダムの民間銀行家の事例に追随しながらも、ロンドンはまだ、17世紀の経過中に前世紀のアントワープの金融イノベーションを取得した。アントワープとロンドンの間のこの継続性は、16世紀におけるロンドン・マーチャント・アドヴェンチャラーズとアントワープ市場との間に存在した固い絆によって促進されたのである。」⁹⁰⁾しかし、強弱の差はあれ、同時代に裏書慣行がヨーロッパの広がりを見たことから、「中世的起源」からでは説明がつかないのではなからうか。ヨーロッパ大の規模で裏書慣行が広がっていたことは何を意味するのであろうか。

ともあれ、ヨーロッパ各地で濃淡の差はあれ、裏書の生成が見られたことは、先進的な商業組織を持つのが、イングランドやハンザ都市のような遅れた組織を持つのが、「至るところで、商人たちが新たな方法を使って、債権を貨幣化し、手形を転々流通させようと模索してきた。/中世では為替手形は譲渡性をもたなかった。それが転々流通するようになったのは、やっと17世紀の初めになってからである。」「ブルージュやアントワープでは、慣習法は他の都市より自由で、債務証書には譲渡性が早くから認められていた。しかしながら、為替手形の譲渡性の承認は幾分、時間を要したのである。」⁹¹⁾これはどう考えればいいたらうか。中世の為替手形、為替契約と為替手形の裏書、流通性の特質を考えると、問題が奈辺にあるか自ずと明らかになる。

債務証書の転々流通が16世紀半ば以前に一般的慣行となっていたにも関わらず、為替手形の裏書が遅れた「最大の障害は恐らく、譲渡性の原理が為替契約のもつ概念と相容れなかったことであろう。……為替契約には四人の当事者が存在し、二人の契約者が為替手形の発行地で関与し、他の二人の代理人が手形支払場所での契約遂行に必要であった。しかも、手形代金受取人がその権利を譲渡する第三者の参加を予定していなかった。紛争や不渡りの場合には、振出人は資金の提供者に対してのみ責任があり、為替手形、戻し為替、さらには拒絶証書の費用等の支払義務は彼にあった。手形の振出先では、手形金額受取人は、手形を引き受けながらその約束を守らなかった名宛人に対して訴訟できたのである。/これに対して、商業手形の流通性は非常に異なった原理からなる。第一に、手形代金受取人は自己の権利を第三者に譲渡する権能を持ち、第二に、手形に署名した全ての者、すなわち振出人、引受人、裏書人の一人一人が連帯して持参人に支払義務を負っていたという点で、流通性は、為替契約とはいわば全く正反対の原理であった。資金の提供者、すなわち手形金額の貸し手の権利は、持参人の利益のため

90) van der Wee, *op. cit.*, p. 1170.

91) de Roover, 前掲拙訳 (5), 96頁。

に犠牲にされるのである。この点は、明らかに、為替契約の性質や精神と相容れないものであった。」したがって、「流通性の原理は、時が経つにつれて、為替手形から為替契約がもっていたあらゆる特質を失わせる結果となった。」「金額を提供した者については、もはや言及されなくなり、……資金の提供者の記載はもはやどうでもいいものになった……。」⁹²⁾

為替契約での手形代金支払の唯一の根拠である「資金の提供者の記載がどうでもいい」ということは、裏書がヨーロッパ規模で広がった17世紀の世紀転換期の前後で、為替手形が振出される方法が明らかに変わったことが推測される。為替手形は、いまや為替金融契約に基づいて振り出されるだけでなく、それとは異なった根拠でもって振り出されるようになっていた。このことから為替手形の流通性を商人たちが受け入れたのである。この点については、オランダとゼーランドでの為替手形における本人と代理人の関係の裁判を扱い、引受の意義の変化を論じた W. D. H. Asser (1987年) の論文は興味深い。

もともと中世の為替契約においては、名宛人 (payor) による手形金額支払の根拠は手形振出人 (drawer or taker) と貸し手 (deliverer or remitter) との為替金融にあるのだから、手形を支払うという名宛人の義務は手形の引受行為によって創出されたわけでない。引受それ自身は、必ずしも必要な行為であるとは言えなかった。「引受は、おそらく大部分の場合、振出人と彼に金額を与えた人物との間の取引の結果として、既に存在する名宛人の義務の単なる確認に過ぎなかったのである。……なぜなら手形金額受取人、すなわち手形の保有者は通常、第4番目の人物で、代理人、すなわち remitter のコルレスであったからである。」「名宛人 = 手形支払人は振出人の同僚あるいは仲間であり、ローンの返済に共同して各々に責を負うべきものであった。名宛人が手形を引き受けようが引き受けまいが、それは振出人が受け取った貨幣を返済する名宛人の義務にとって全くとるに足らないものであった。」したがって、「もし手形振出人と名宛人の間にそのような基礎となる関係が存在しなかったのであれば、手形の引受は、名宛人が手形に記載された金額の支払に自ら関わることを意味することは、何の異論もなかったのである。」⁹³⁾ 換言すると、中世的為替契約の根本的枠組みが崩れるならば、引受はまったく新たな意味を持つようになるということである。事実、そのような事態が17世紀に入るまでに進行していた。1601年のアムステルダム慣習法には、名宛人が手形の引き受けや手形金額の支払を拒否する理由が列挙されている。すなわち、振出人が必要な資金を提供していないとか、振出人が手形金額に見合ったほどの名宛人の債権者でないとか、振出人が名宛人に手形を振出すだけの法的資格も権能もないといった理由が列挙されている。そのため、手形保有者

92) 同上、96 98頁、下線は引用者。

93) W. D. H. Asser, "Bill of Exchange and Agency in the 18th Century Law of Holland and Zeeland; Decisions of the Supreme Court of Holland and Zeeland," in *The Courts and the Development of Commercial Law*, edited by Vito Piergiovanni, 1987, *Comparative Studies in Continental and Anglo American Legal History*, Bd. 2, p. 112.

は、名宛人が支払うということが確実になるまで手形を持ち続けることが一般的になり、名宛人が手形金額の支払を引き受けるのか、拒絶するのかを明白にすることが求められた。したがって、「名宛人は手形の上に引受を記載した。その結果、手形を引き受けなければ、名宛人は支払いを強制されないという規則が発展した。/名宛人と受取人との関係について、名宛人は手形を引受けるか拒絶するかは完全に自由になったのである。」すなわち、「振出人と名宛人の間で、mandate が結ばれるということが、一般的に受け入れられたのである。……手形の引受によって、名宛人は手形金額を支払うことを振出人に向かって責任を負ったのである。名宛人が手形を引受けなければ、手形所有者は、名宛人による支払いを請求できなかったのは当然であった。」⁹⁴⁾

明らかに為替契約が取り結ばれても、振出人と名宛人、為替手形を送付する者と手形金額の受取人の関係は、親子・親戚・親方徒弟といった内輪の者の関係といった中世的枠組みは必ずしも維持されなくなっていることがわかる。手形金額の支払の根拠が為替金融契約にあることが十分に確認できなくなってきた状況では、為替契約では単なる債務の確認に過ぎず、必ずしも必要でなかったと見なされていた引受行為そのものに、手形の支払根拠が移らざるを得ない状況が生まれていたのである。16世紀の半ばまでにネザランドでは債務証書の譲渡や裏書が公認されていたにもかかわらず、17世紀に入るまで為替手形の裏書譲渡が一般化しなかったのは、為替手形の振出しの在り方、さらには為替手形の支払根拠の変容を待たねばならなかったからである。そうした事態の進展により、裏書による第三者の介入が問題になるほどのことではなくなっていたのである。各地での裏書慣行の広がりから見て、そのような事態はネザランドだけでなく、イングランドやイタリアやドイツにおいても、同様に進行していたのであろう。Munro や van der Wee らが、金融革命、とりわけ為替手形に見られたイノベーションの「中世的起源」を強調しているが、それだけでは為替手形の流通性は説けない。近代初期に為替手形の為替金融契約の枠組みが揺らぎ、拙著で明らかにしたように、為替金融に代わって、かつては振出人の代理人に過ぎなかった名宛人が融資の一種である引受信用を供与するという金融方式を根拠に、為替手形が振出されるという新たな事態が広がっていたのである。

したがって、J. S. ロジャーズが商業手形をめぐる金融革命を手形の流通性に求める通説を「流通性の神話」と批判し、イングランドでの裁判でネザランドと同様に、引受の持つ意味が変化したことを明らかにしたことは、画期的であった。これに対して Munro は、厳しい批判を浴びせているが、なぜ、17世紀に入る前後になるまでネザランドで為替手形の裏書が商人の

94) *op. cit.*, pp. 113, 112. 113n. 下線は引用者。とはいえ、手形振出人と名宛人が明らかに代理人関係にあり、名宛人の指図で手形が振出され、すでに裏書譲渡もされた為替手形の引受が拒否された場合の訴訟で、名宛人の支払義務は免れないという判例が紹介されている。Supreme Court, 27 July 1709, Romburg v. De Groot, Supreme Court, 30 September 1744, Van der Giesen v. the V. O. C. (*op. cit.*, pp. 114 116)。

慣行とならなかったかの、また同じ時期にネザランドやイングランドだけでなく、イタリアやドイツでも為替手形の裏書慣行が広がっていたことを説明すべきであった。引受の意義や為替手形の振出しの有り様が大きく変わり、商業手形での信用供与が、中世的な為替金融契約から近代初期には、商業中心地の商人やマーチャント・バンカーが与える「引受信用」へと変化した経済的背景を考察すべきであった。多くの論者は手形の裏書譲渡や流通性に言及するものの、いまなお、引受信用の意義を軽視している。Munro からも金融革命の「中世的起源」よりも、手形の「引受信用」という近代初期のイノベーションに着目すべきであった⁹⁵⁾。

そして、このことは基軸通貨 = 「貨幣の世界システム」の生成にとっても極めて重要である。17世紀初め頃までに、為替金融契約での為替手形の振出人と名宛人の関係で見られた本人 (principal) と代理人 (agent) の関係に変化が見られ、名宛人は振出人の単なる代理人ではなく、振出人に「引受信用」という一種の融資を供与する者として現れた。為替手形は、いまや為替金融契約の付属書類、その執行手段ではなく、独立の証券となった。マリーヌは彼の *Vel Lex Mercatoria* (1622年) で1章を割いて信用状について論じ、信用状の作成が名宛人から振出人への信用供与 (a Participation of Credit to another) であると述べている。信用状の発行は、為替代金の支払根拠が為替金融契約から引受信用に移行していることを意味する。イングランドのコモン・ロー法廷での *Matthew Reuse v. Chalers H.* (1605) や *Peter de Prill v. Philip Barnardi* (1616) の判例でも、明確に商人やファクターがいったん手形を引受けたら、支払義務が生まれるというのが「遠い昔からの」慣行であったと主張しており、かつての為替金融契約では名宛人による支払を振出人が何時でも取り消すことができた権限は、最早問題にならなくなっている。さらに、1630年代初めまでにはイングランドの地方商人の間でも信用状発行が普及していたことは、北部カンバーランド、ウェストモーランドの商人クリストファー・ローザ の書簡から知りうる。引受信用を与えるロンドンの有力な商人やマーチャント・バンカーである為替手形の名宛人が、中世的為替契約の deliverer に代わって、為替手形の振出しや流通に決定的な役割を演じるようになったのである。彼ら有力商人が引き受ける為替手形であるからこそ、フッガー・ブリーフのごとく裏書され転々流通するのである。かくて、拡大するヨーロッパ経済での北はバルト海・ロシアから、南はイベリア半島、地中海、レバントまでの貿易関係を、さらにはアフリカから新大陸、東西インドまでの貿易取引を包摂し統合するところの広大な引受信用のネットワークが、アムステルダムやロンドンやその他の商業中心地から放射状に形成されてくることになる⁹⁶⁾。貨幣・信用関係は、世界大に拡張され

95) J. S. Rogers, "The Myth of Negotiability," in *Boston College Law Review*, Vol. 31, 1990, *Id.*, *The Early History of the Law of Bills and Notes: A Study of the Origins of Anglo American Commercial Law*, 1995, 川分圭子訳『イギリスにおける商事法の発展』, 弘文堂, 2011年, 参照。

96) 前掲拙著『近代初期イギリス金融革命』, 第3章「イギリス近代における為替手形の性格」参照。

たのである。

為替手形振出しの根拠が為替金融契約から引受信用に移行したことで、為替金融契約レベルの大市間為替手形の衰退は避けられず、16世紀まではヨーロッパ各地にいくつも並行して存在していた国際通貨は、17世紀には引受信用の供与に基づき振り出された為替手形による信用のネットワークの急激な広がりとともに、基軸通貨となったオランダ、アムステルダム銀行のバンク・ギルダーに取って代わられる。「貨幣の世界システム」が出現することになった。為替金融契約に代わった引受信用によって、ますます拡大する貿易地域は為替と信用ネットワークに取り込まれ、金融中枢に結び付けられたのである。そして、ヨーロッパ世界各地の支払決済の集中・集積は、決済中枢地が与える信用供与の基盤を一層、強化することになり、17、18世紀には、アムステルダムを、さらに18世紀末までにはロンドンを世界の多角的支払決済システムの中核的地位に据えることとなった。

J. I. イスラエルは、次のように述べる。「オランダはイベリア半島やイタリアとの交易の大きな中継地になった。……その結果、……オランダはスペインの必需品である穀物や木材、銅などのバルチック産品を半島に供給し、ウールや砂糖、塩、染料その他のイベリアおよびスペイン領アメリカ産品を北ヨーロッパに運び、完全にヨーロッパ南部と北部の貿易を支配した……。……オランダのこの貿易支配により、極端な貿易収支の不均衡が生まれ、スペインからオランダへ銀が間断なく流出したのであった。」⁹⁷⁾ 北部と南部のヨーロッパ貿易の支配とスペイン銀の掌握は、オランダ、アムステルダムの中核的地位を支えるものであったことは言うまでもない。

すでに見たごとく、イギリスのバルチックやイーストランド、さらにレヴァントや東西インド等との多岐にわたる貿易取引は、広範な為替ネットワークと地金市場をもつアムステルダムを中心としたこのシステムに依存することなくしては、成立しえなかった。イギリスの対外的支払決済の方向や収支赤字国であったオランダへの地金の輸出は、このアムステルダムがもつ汎ヨーロッパ多角的支払決済メカニズムによって規定されていたのであって、「オランダ商業と信用経済の緊密な網目に、否応なしに取り込まれない国などは、ほとんどなかった」⁹⁸⁾のである。1609年に設立されたアムステルダム預金振替銀行は、オランダ商人やアントワープやイングランド、イベリア半島等から移住してきた商人たちや他国の商人たちが相互に与え合う引受信用 (acceptance credit) によってアムステルダムに集中集積された支払決済を独占的に担うことになる。

「探検と発見と商業がオランダの海外貿易の範囲と規模を急速に増大させていった過程で、新経済体制の中央のメカニズムもまた変貌を遂げていった。休戦の直後、便利な決済手段を求

97) J. I. Israel, *Empires and Entrepreneurs: The Dutch, The Spanish Monarchy and the Jews, 1585-1713*, 1990, pp. 356-357.

98) 99) C. ウィルソン 『オランダ共和国』、堀越孝一訳、平凡社、1971年、45-48頁。

めるオランダ商人の要求に応じて、アムステルダムに為替銀行が設立された。」⁹⁹⁾ かくて、アムステルダムへの支払決済の集中と集積こそ、各国商人が決済にアムステルダム為替 (Bill on Amsterdam) を必要とせざるを得ない理由であって、アムステルダム金融市場の信用創造・供給の源泉であり、各国が長期にわたりアムステルダムに金融的に従属せざるを得ない基本的要因であった¹⁰⁰⁾。オランダ「貨幣の世界システム」の成立は、近代初期の為替手形をめぐる金融革命とアムステルダム預金振替銀行の設立によってもたらされたのであった。

橋本理博氏は、この両者の関係について以下のように記されている。「マーチャント・バンカーの金融業務はアムステルダム銀行を通じて結ばれていたのである。加えて、為替手形は送金手段であると同時に信用の手段であったから、アムステルダム銀行は単に振替の機関ではなく信用と結び付いていたとも捉えられる。アムステルダム銀行とマーチャント・バンカーは不可分の関係にあったのである。」「マーチャント・バンカーの引受金融によって世界的に発生する債権債務がアムステルダムに集約され、彼らの取引はアムステルダム銀行の振替台帳上で、実物の金属貨幣とは直接結びつかない帳簿通貨で決済されていたのである。」¹⁰¹⁾ アムステルダム銀行を純粋な預金銀行とのみ捉え、前期的銀行と規定するマルクスの断定が、いかに木を見て森を見ない議論であったかが理解されよう。

以上の考察に加え、いまひとつ注目すべき論点は、アムステルダム銀行の振替決済が、「実物の金属貨幣とは直接結びつかない帳簿通貨」で行われていたということである。実物貨幣 (real money, 鑄貨) と計算貨幣 (imaginary money) の問題である¹⁰²⁾。Quinn & Roberds は、「アムステルダム銀行に高額の支払決済をほぼ独占させ、銀行口座残高とそれを鑄貨で引き出す権利を切り離れたことについて、「1683年から1780年までほぼ一世紀のもの間、ヨーロッパに君臨した fiat money を創造することに成功した。」¹⁰³⁾ と賞賛している。

しかも、近代初期の国際通貨であるアムステルダム銀行のバンク・グルデン (フローリン) は、「特定の金属貨幣、あるいは金属貨幣価値とも同義ではなく、ただアムステルダム銀行の口座残高として存在するに過ぎなかった。他の諸都市にも銀行が存在したが、アムステルダムだけが金属貨幣に兌換されない貨幣を創造したのであった。この意味で、バンク・フローリンは近代の fiat money に近似していた。」¹⁰⁴⁾ リアル・マネーと直接兌換されない、預金口座上の

100) Charles Wilson, *England's Apprenticeship 1603 1763*, 1965, pp. 272, 333, 参照。

101) 橋本理博「アムステルダム銀行におけるマーチャント・バンカーの決済傾向 ホープ商会の事例」, 『経済科学』第61巻第3号, 2013年, 47-48頁。

102) 拙著『歴史の中の貨幣 貨幣とは何か』, 文真堂, 2012年, 「後編, 貨幣論の再生 貨幣の抽象性と債務性」参照。

103) S. Quinn & W. Roberds, "How Amsterdam got fiat money," in *Journal of Monetary Economics*, No. 66, 2014, p. 11.

104) 105) 106) S. Quinn & W. Roberds, "How Amsterdam got fiat money," in *Journal of Monetary Economics*, 66, 2014, pp. 1-2, 11-12.

計算貨幣で、内外の膨大な債権債務が決済されていたのである。ウィーンらは、1683年に受領書が導入されて以降に発生した事態、すなわち、fiatの預金通貨が「近代初期ヨーロッパの金属貨幣の世界を支配するに至ったのは、アムステルダム銀行預金をもつ二つの構成要素である口座残高の所有権と金属貨幣で残高を引き出す権利を引き離すことによってもたらされた」と言う。「預金残高は請求権を持たず、不換貨幣となり、……個々の残高は、二次市場で口座残高を売却することで、金属貨幣を入手することができたのである。」「新しい制度は預金の急増とバンク・マネーの取引額の増大を導き、……agioとして知られるバンク・フローリンの市場価値の動向からも分かるように、……終には、バンク・フローリンは、それと最も競合する大額の金銀貨幣よりもより流動的とみなされようになった。」¹⁰⁵⁾

中世末から近代初期には各地に公立銀行が設立されたが、その多くは閉鎖に至っている。1444年のジェノヴァ、1638年のヴェネチア、1664年のストックホルム、1705年のウィーン、1720年のフランス、ジョン・ローの銀行等々。さらには1468年のバルセロナ、1635年のニュールンベルグ、1672年のミデルブルグ、ハンブルグ、ロッテルダム、1766年のベルリン。このような時代に、「アムステルダム銀行は、1683年から1780年までほぼ一世紀もの間、ヨーロッパに君臨し、fiat moneyを創造した」のである。資本主義の新たな時代に、「アムステルダム銀行は、たとえ常に完全に決められた価格ではないにしても、妥当な値段で、広範に受領され、担保にもなりうる貿易貨幣に自由に転換しうる新しい形態の貨幣を創造したのである。」¹⁰⁶⁾ 1609年に預金の引き出しには手数料を課すとはいえ、預金勘定の振替による決済サービスを無料で提供し、高品質の貿易通貨を提供するアムステルダム銀行が設立されたことと、1683年の改革は、「近代初期の金属貨幣制度と計算貨幣をその金属準備と密接に結びつけることに伴う不安定性の弊害を克服することになったのである。」¹⁰⁷⁾ まさに、「1609年のアムステルダム銀行は、近代信用業の発展における一時代を劃するもの」であった。

「実物の金属貨幣と直接結びつかない帳簿貨幣」、すなわち、「伝統的な預金引き出しの権利を奪われた預金通貨」であるイマジナリーな計算貨幣であるアムステルダム銀行のバンク・ギルダーが価値の尺度として、国際的・国内的な高額の支払決済を遂行したことに関連して、名城邦夫氏は、計算貨幣バンク・ギルダーの意義を、「計算貨幣による市場統合」「覇権通貨の成立」という観点から論じておられる。アムステルダム預金振替「銀行を設立した都市当局や商人団は主として安定した計算貨幣の創造による決済機関を目指していた。そのために、これまで知られていた決済システムや銀行システムの機能を統合し、一つの巨大な決済機関を設立することに成功した。イタリア公立銀行・多角的決済システムとしてのカスティリア大市・ジェノヴァ決済大市の計算貨幣による国際決済大市という3つの機能が集大成されることになった。/アムステルダム為替銀行が達成した新たな革新は、当時成立しつつあったオランダ共

107) *op. cit.*, pp. 1-4.

和国経済圏の存在を前提に域外決済貨幣と域内決済貨幣を抽象的な計算貨幣バンコ・ギルダーで統合した点である。」「銀行貨幣バンコ・ギルダーによる信用決済システムは、オランダ共和国の為替貨幣としてのバンコ・ギルダーの各国為替貨幣との売買によって国際商品の価格を決定すると同時に、バンコ・ギルダーの購買力を基準に各国各都市の為替貨幣の相場決定によってそれぞれの貨幣の購買力を決定した。ノバンコ・ギルダーはオランダ国内のみならず国際的な価格形成の基準通貨となり、世界経済取引を需要と供給により決定する価格メカニズムを達成する覇権通貨となった。」¹⁰⁸⁾

各国、各都市の計算貨幣が為替貨幣として世界各地の市場と繋がり、その統合の中心に君臨するオランダのバンコ・ギルダーを、名城氏は「覇権通貨」と表現された。「ヨーロッパ世界経済は資本主義的『世界経済』であり、資本主義は初めから『世界経済』として始まる。……その際、国家形成の競争は主権国民国家の形成に向かう競争となる、つまり、世界経済の中核地帯に自国の優位な経済システムを保証する商事法制と法治を実現することによってヘゲモニーを獲得することができる国家の出現である。オランダは……アムステルダム為替銀行の銀行貨幣によってヨーロッパ中核地帯の信用決済システムの構築に成功し、銀行貨幣の高い安定的な決済能力によって中核国経済との競争に有利な立場を維持することができた。……オランダは生産・商業・金融の三次元においてあらゆる中核国に優位を保ち、とりわけアムステルダム為替銀行の銀行貨幣、バンコ・ギルダーによる世界経済の決済の統合はオランダに決定的地位を与え、ウォーラスティンのいうヘゲモニー国家の地位を与えることになったと考える。」¹⁰⁹⁾

バンコ・ギルダーが「実物の金属貨幣と直接結びつかない帳簿貨幣」、すなわち、「伝統的な預金引き出しの権利を奪われた預金通貨」であるイマジナリーな計算貨幣であったこととともに、イタリア商人が支配するフランスのリヨン大市やブザンソン大市の国際通貨である大市計算貨幣と異なり、「国民国家」という舞台の上に構築された国際通貨であるという歴史の進展を重視され、それ故に、バンコ・ギルダーは「覇権通貨」となり得たとされる氏の主張に、我々は「貨幣の世界システム」を重ね、理解している。

われわれは、A. ジャスティスの著書 (*A General Treatise of Monies and Exchanges*, 1707) から、貨幣には imaginary money と real money があり、英ポンドがイマジナリーな計算貨幣であることを知った。当時、各国間の為替平価は、現実に流通する金属貨幣 real money から独立したイマジナリー・マネーである計算貨幣によって規定されていた。“the Par of Exchange” とは、“The Proportion that the Imaginary Monies of any Country bear to those of another” である。したがって、オランダの為替相場は、イマジナリー・マネー

108) 名城邦夫「主権国民国家と計算貨幣によるヨーロッパ貨幣史 南欧型貨幣システムから北西ヨーロッパ型貨幣システムへの発展」、『名古屋学院大学論集』第52巻第2号、2015年、80-81、83頁。

109) 同上、64-65頁。

のバンコ・ギルダーで建てられ、例えば、バンコ・ギルダーとイングランドの計算貨幣ポンドの関係に変更が加えられない限り、流通金属貨幣に摩損盗削が進行しようとも、直ちに為替平価は変わることはなかった。本位金属貨幣は絶えず摩損盗削にさらされ、通用価値は混乱し、価値尺度としては役に立ちようがなかった。フロレンスのイン・フィオーリーノまたはア・フィオーリーノ、リヨン大市の *ecu de marc*、ベニスのバンキ・ディ・スクリッタのバンク・マネーであるバンク・ドゥカートや、アムステルダム銀行のバンコ・ギルダー等々のイマジナリー・マネーが価値の基準となり、為替相場を決定する為替貨幣の役割を果たし、イマジナリー・マネー建ての預金通貨が支払決済機能を果たしていたのである。「貨幣と鑄貨は、原理上、全く異なる。」というスチュアートの議論が思い出される。アムステルダム銀行のバンコ・ギルダー、「この銀行貨幣は、海中の巖のように不動である。この観念的標準によってあらゆる物の価格が規定されるのに、それが何に基づいているかを正確に語りうる人はほとんどいない。内在価値を有する貴金属は、この共通の尺度に照らすとき、他のすべての物と同じように変動する。」¹¹⁰⁾

若き「国民国家」オランダ、アムステルダム銀行のバンコ・ギルダーは、計算貨幣 (*imaginary money*) として、為替貨幣、支払決済手段、そして価格の基準となり、世界市場を統合し、17、18世紀の世界経済の「覇権通貨」になった。かくて、近代的貨幣信用制度は「覇権通貨」、「貨幣の世界システム」を軸にして、各国、植民地を含む各地域の貨幣信用制度と繋がることで成立する。「貨幣の世界システム」の起源は、貨幣信用論的には、為替手形をめぐる金融革命の進行、預金振替銀行の存在、イマジナリー・マネーである計算貨幣の機能展開を背景にもち、「計算貨幣の最も輝かしい事例」を提供した近代初期17、18世紀のオランダ、アムステルダムにあった¹¹¹⁾。

110) J. スチュアート『経済の原理 第3・第4・第5編』、小林昇監訳、名古屋大学出版会、1993年、9頁。

111) 「奇妙なことには、17世紀以降は、……(硬貨の価値変動——引用者) 調整の努力が放棄されてしまった。……なぜ、こうした変化が起こったのだろうか。……この非常に重要な問題は研究の現段階ではまだあきらかではない、とマルク・ブロックは言う。/……18世紀になって貨幣変動は停止し、貨幣は安定した。……この時代は支払手段の相対的に豊富な時代になった、との結論が許されよう。この支払手段の増加は、大部分、信用に発達に負っている。……この世紀全体を通じて、種々の信用証書、とくに為替手形が非常に広範に使用されていた。……要するに、これが貨幣的側面からみた現代の資本主義制度の秘密である。その発端がいかに遠くまでさかのぼれようと、それは18世紀にはじめて開花した。頻繁な貨幣変動が一時姿を決したのは、この制度の到来とともにである。」(宮本又次・竹岡敬温「紹介：マルク・ブロック『ヨーロッパ貨幣史概説』」、『大阪大学経済学』、第11巻第3号、1962年、129-130頁、*M. Bloch, Esquisse d'une histoire monétaire de l'Europe*, 1954, pp. 74-77. 参照)。国家金属貨幣の価値変動調節の努力が放棄されたのは、本稿で見た資本主義貨幣制度の生成発展が、国家金属貨幣を「信用貨幣の小銭」(C. Davenant, "A Memorial Concerning the Coyne of England," November 1695, in *Two Manuscripts edited and with an Introduction by A. P. Usher*, 1942, p. 25) に貶めたからである。クナップの言う「貨幣は法制的創造物」(クナップ

『貨幣国定学説』, 宮田喜代蔵訳, 岩波書店, 大正11年, 50頁) とする国家による計算貨幣建ての real money たる金属貨幣流通の混乱に直面した商人・貨幣資本家らは, 国内外の交易や支払決済の円滑な遂行のために新たな計算貨幣である imaginary money を制定し, 預金銀行を設立し, その計算貨幣建ての預金通貨を創造したのである。(1) 国家は国家への支払手段を apocentrically に決定し, (2) 国民は, 国家が決めた thing を使って, 国家への支払を epicentrically に行い, (3) そして, 国民同士は税支払手段となったもので支払を paracentrically に行う, というクナップの貨幣生成発展の構造 (J. Bonar, “Knapp’s Theory of Money,” *The Economic Journal*, March, 1922, pp. 30-40) は, 資本主義的貨幣制度のもとでは逆転する。古代貨幣の計算貨幣と国家金属貨幣の有り様は, 資本主義的貨幣制度に取って代われ, 国家は資本主義が新たに生み出した支払決済システム = 信用貨幣制度に参入せざるをえなくなる。劇場のクロークのチケットを貨幣の一種と見て信託と信用の区別も, 債務証書と貨幣との区別もしない Wray や Bell らの the Taxes Drive Money view は, 資本主義貨幣制度においては, 成立しようがない (L. R. Wray, *Understanding Modern Money*, 1998, S. Bell, “The role of the state and the hierarchy of money,” *Cambridge Journal of Economics*, No. 25, 2001, 参照)。資本主義経済体制の強靭性を支えるひとつの柱は, 準備の裏付けなしに無制限に創造される信用貨幣制度の生成に負っている。